

平成28年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月14日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
京 條 英 征 君	20
関 根 政 雄 君	27
宗 田 雅 之 君	37
遠 藤 貴 人 君	47
堀 川 照 夫 君	49
関 根 英 也 君	51
前 田 武 久 君	56
報告第4号の上程、説明、質疑	66
議案第68号～議案第72号の上程、説明	68
議案第73号～議案第81号の上程、説明	70
監査報告	80
会議時間の延長	82

議案第82号～議案第91号の上程、説明	82
議案第92号の上程、説明	89
散会の宣告	90

第2号 (9月21日)

議事日程	91
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した者の職氏名	94
開議の宣告	95
議事日程の報告	95
議案第68号～議案第72号の質疑、討論、採決	95
議案第73号～議案第81号の質疑、討論、採決	96
議案第82号～議案第91号の質疑、討論、採決	98
議案第92号の質疑、討論、採決	109
日程の追加	110
議案第93号の上程、説明、採決	110
議案第94号の上程、説明、採決	111
諮問第1号の上程、説明、採決	113
議員派遣について	114
閉会中の継続審査申し出について	114
閉会の宣告	114
署名議員	117

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年9月14日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

提案理由説明・審査結果報告・質疑

日程第 5 議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

提案理由説明

日程第 6 議案第69号 鮫川村教育委員会委員の定数に関する条例

提案理由説明

日程第 7 議案第70号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 8 議案第71号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 9 議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第10 議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第11 議案第74号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第12 議案第75号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

提案理由説明・審査結果報告

日程第13 議案第76号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第14 議案第77号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第15 議案第78号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第16 議案第79号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第17 議案第80号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第18 議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第19 議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第20 議案第83号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第21 議案第84号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第22 議案第85号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第23 議案第86号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第24 議案第87号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第25 議案第88号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第26 議案第89号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第27 議案第90号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第28 議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由説明

日程第29 議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤 貴人 君	2番	堀川 照夫 君
3番	北條 利雄 君	5番	関根 英也 君
6番	京條 英征 君	7番	前田 雅秀 君
8番	関根 政雄 君	9番	前田 武久 君
10番	宗田 雅之 君	11番	星 一 彌 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大樂 勝弘 君	副村長	白坂 利幸 君
教育長	奥 貫 洋 君	総務課長	石井 哲 君
企画調整課長	鏑木 重正 君	住民福祉課長	鈴木 眞理子 君

農林課長
併任農業局長
委員事務局
教育課長
会管理計
出納者室兼
長

村山義美君

鈴木守弘君

古舘甚子君

地域整備課
長

渡邊敬君

代表
監査委員

根本一美君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局
会長

斉藤利己

書記 矢吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第5回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

報告第4号1件及び議案第68号から議案第92号までの25議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。受理しました請願・陳情等は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本会議に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果、決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

8月4日から5日、県南地方町村議会議長会連絡協議会情報交換会及び福島県町村議会議長会理事・監事合同会議のため議長が福島市に、8月24日、町村議会正副議長・事務局長研修会のため議長及び副議長が福島市に、8月25日、福島県町村議会議長会定期総会特別決議等に基づく行政活動のため議長が東京都千代田区に、8月26日、国道289号線建設期成同盟会総会及び事業説明会のため議長が東京都千代田区に、9月6日、東白川防犯協会連合会定

期総会のため議長が棚倉町にそれぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第5回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとご審議をいただきますこと、御礼を申し上げたいと思います。

また、先日10日には村の敬老会を開催されました。全議員出席でご協力をいただきましてありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

さて、梅雨明けは7月下旬と平年よりやや遅くなりましたが、梅雨期間中も降水量が少なく好天に恵まれて、水稻においては出穂も早まるなど農作物は順調な生育をしております。彼岸前には稲刈りもと思っておりましたが、このところの秋の長雨に参っております。また、収穫時になりましての刈りおくれが心配でもあります。

ことしの2月以降、雪、そして雨とも異常に少なく、自家水道を使用している家庭ではこれまで出ていた水が出なくなり、自家水道の整備に助成する事例が続出しました。このことにつきましては一般質問にも出ておりますので、そちらのほうで詳細を説明させていただきたいと思います。

次に、台風についてであります。ことしの第1号の発生は記録的な遅さでありましたが、お盆以降8月中に日本列島を4個の台風が襲いました。このうち異常な経路をたどり、30日に本県沖を通過して岩手県に上陸した10号が東北・北海道に大きな被害をもたらしたわけですが、本村の降雨量は60ミリと、17日の7号が220ミリ、22日の9号が118ミリより少ないこの10号の降雨量でありました。

災害復旧工事の申請予定箇所は、治山事業で富沢地内の人家の裏山が1カ所、公共土木施設災害復旧工事で道路が青生野地内にあります、これが1カ所、河川が8カ所、農地等災害復旧事業で水路そして農道それぞれ4カ所、農地が12カ所、合計30カ所です。今回の補正予算の中に申請のための調査、そして測量費用等を計上したので、ご審議いただきたい

と思います。

今議会に提案しました平成27年度会計の決算につきましては、全会計が黒字の決算となり、一般会計が繰越明許費繰越額の控除前での約1億5,400万円、8つの特別会計で1億100万円、合わせまして一般会計、特別会計で2億5,500万円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、去る8月25日から5日間決算審査を受けております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化判断をする比率、そして健全化指数等も審査をいただきました。後ほど代表監査委員から報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況であります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。報告案件が1件、条例案件が5議案、決算認定案件が一般会計と8つの特別会計を合わせまして9議案、平成28年度の補正予算が一般会計と9つの特別会計を合わせまして10議案、その他1議案、合計、報告案件が1件と25の議案であります。このほかに追加議案として人事案件3件を提案を予定しておりますのでご審議いただきたいと思います。

提案しました議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

9番 前 田 武 久 君 及び

10番 宗 田 雅 之 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月8日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について協議をいたしました。会期につきましては、本日から9月21日までの8日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月21日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。私は、今般の定例議会におきまして、3点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点でございますが、公の施設の指定管理者・有償無償貸与管理者とのマネジメントサイクル（経理上の管理手順）でございますが、これの確立についてでございます。

指定管理者制度は、民間活力の導入によりまして、主として施設の設置目的の達成（住民サービスの向上）、経費の削減を目指すものでございます。制度運用に当たっては、指定管理者による経営がバランスよく両立しているかどうか確認されなければならないと思います。指定管理者が公の施設の管理を行うことから、法令遵守のほか、モラルに反さないことも当

然求められるものでございます。

指定期間中における指定管理者の管理の適正を期するため、管理業務の内容や経理の状況等において報告を求め、利用者の声を聴取し、実地について調査するなど、当該指定管理者による管理の実態を把握する必要があると思います。

公的施設であるからには、指定管理者・有償無償貸与管理者に対し適宜、行政目的の理解等に関する助言、必要な指示や調査、業務内容の評価、問題があれば適切な改善を行うなど、公的責任を果たす必要があります。

本村でも公の施設の指定管理者を多く指定しております。さらに、有償無償貸与管理者がいる中で、PDCA（計画・選定・管理運営・評価・見直し・改善）、これらのマネジメントサイクルを確立し、本来の施設の設置目的の達成である住民サービスの向上に寄与すべきものと考えております。これら公の施設の管理者とのマネジメントサイクル（経営上の管理手順）の確立について、村長からご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の公の施設の指定管理については、現在のところ本村においては19の施設について指定管理者に施設の管理をお願いしております。

まず、社会福祉関連施設であります。これらの施設につきましては、社会福祉協議会に鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘、鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅、鮫川村村民保養施設交流福祉施設センターのさざり荘の管理を指定管理者としてお願いをしているところがあります。

次に、鮫川村農産物加工直売所「手・まめ・館」のほか、関連施設は、村の基幹産業である農業振興と高齢者の健康づくり、生きがいづくりを進めるため達成な村づくり事業の拠点施設として、村内産の農産物の加工品や工芸品が並ぶ直売所のほか、食堂や豆腐・納豆加工室、食品加工室及び喫茶室などで構成されていますが、「手・まめ・館」の運営は直売所に出荷する生産者と村商工会で組織する「手・まめ・館」運営協議会が指定管理者として大切な役割を担っています。

また、鮫川村農村体験交流施設山王の里は、旧渡瀬保育所の建物を改築して整備された自炊を基本とした宿泊施設で、施設の整備方針や改修内容については、渡瀬地域の皆さんとと

もに検討を重ね、地域の資源を活用し、都市住民との交流、地域住民との交流の場として活用されていますが、この施設の管理については、渡瀬区住民で結成されました鮫川ライフサポートに指定管理者としてお願いをしております。

このほかに、鮫川村の体育施設が、村民の方々にとって活用しやすく公平性や安全性の確保に十分配慮し、利用者の皆様の意見を反映させ、満足度を高められるよう特定非営利活動法人鮫川村スポーツクラブが指定管理者として施設の管理運営業務を行っており、本村のスポーツ振興に資する施設運営と事業展開をしております。

これら公共施設の運営管理を指定管理者に委ねる際、当然のことながらその管理運営が協定書のとおりになされているかについて確認する必要が生じるため、それぞれに協定書において業務報告書の提出や設置者側による業務実施状況の確認について定められており、担当部署により一定のチェックが行われているところであります。

加えて、モニタリングにより、そのレベルが設置者や利用者にとって満足いくものであるかという評価が必要とされています。特に指定管理者制度では、指定管理者の指定は議会の議決によるものでありますから、十分な情報公開のもとに適正な運営管理がなされているかどうかの評価は、住民の判断材料として大変重要なものと考えられています。この評価については、多くの自治体では、第三者を加えた評価委員会を組織しているようですが、これには多大なコストを要する実態があるようです。

現在のところ、当村ではモニタリングの実施による年間の施設管理のPDCAサイクルに位置づけするための取り組みは行っておりませんが、詳細なモニタリングの基準を設けることにより、指定管理者制度を導入した全ての施設で効果の高いモニタリングが実施され、一定のサービス水準を確保し、モニタリングシステムと施設管理PDCAサイクルを結びつけることにより、さらに業務の改善や評価すべき事項が翌年度の事業計画に反映されていかねばならないものと捉えてはおります。全体の業務の評価すべき事項、改善すべき事項をモニタリングにおいて具体的に記述し、村と指定管理者双方が確認の上、翌年度の事業計画に発展的に結びつけていくのがベストかと考えております。

しかし、今後これらの制度を導入するに際しては、モニタリングに係るコストや職員の負担も考慮し、一律に他自治体の仕組みを取り入れるのではなく、本村の場合、特に人口規模や施設規模などの問題、さらには受け皿となる団体の事情に合わせたモニタリングシステムをつくり上げていくことが必要であるとは考えております。

以上で、ご理解をお願い申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

公の施設の指定管理者、それから今村長のほうから19施設に指定管理を行っていると言われていますが、そのほかに有償無償の貸与管理者ということで、公の施設からいくと、例えば保健センターの歯科診療所、あの中に入っている歯科診療所、それから旧西山小学校、みやぎ会のほうにも多分無償で施設を貸与しているということでもあります。

私はこの指定管理者、当然必要なもので、各事業者ともしっかりと事業遂行されていてやられていることは承知していますし、無償有償貸与者の管理者もしっかりとした公の施設を利用しているということで、しっかりとした事業を行っていると認識しております。

そういうことで、単なる施設の、管理中心的な施設から、それから政策的なもの、それらについての2つに分かれると思って、多種多様な施設管理者がありますが、やはり基本的には、一般村民からしますと、どの団体がどういうところで事業を行っている、管理をしているということじゃなくて、やはり公の施設からすると村がきちんと管理運営を、やはり指導しながら委託なり管理をされているということを行っているわけです。

ですから、今村長も、確かに職員もいろんな業務を持っていて、大変な職務を担っているわけですが、例えば年に1回でも2回でもやはり指定管理者なり有償無償管理者に接触して、やはり直接聞き取りする、出向いてやる、それは年間の業務の中でのほんの数時間、数日間で済むはずなんです。こういう部分で、やはり委託するからいい、無償で貸与しているからいい、使ってもらっているからいいじゃなくて、やはりそういう仕組みをきちんとつくる、これはやはり村長、各課に、担当主管課に指示してほしいのですが、やはりそういうものをきちんと仕組みをつくってやる。

指定管理者でも有償無償管理者でも、やはり業務をやっていくと施設の場合は傷みもでてきます。利用していれば当然出てきます。そういうとき、困ったとき、いやこれは行政側に言ったほうがいいのか悪いのかという話で相当悩んでいるということも実際聞かれるわけです。そこをやはり日常業務の中で職員が足を運び、それらの人と接触しながらそういうお話も含めて聞き取る。やはり村民のサービス向上につなげていくという、そういうサイクル、仕組みをつくらないと、年に1回決算があるから、事業報告があったからいいというわけじゃないと思うんです。

やはり村民のサービス向上をする上では行政がそういうチェックポイント、先ほど言ったマネジメントサイクルの中での、要するにPDCA、計画から管理運営、それから改善、そ

れから評価、これはそんなに時間的にも少なくてもできるものだと私は思っているんです。これができないというのは、やはりそれは私から言わせるとおかしいと、やはり年に1回でも2日でもそういう場をきちんと設けて、それを制度化していく、そういうことが必要なんだと思います。そういうことで、それらについてもう一度村長に再質問をいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の再質問であります年間の確認ですが、それぞれ委託している業者、事業者に対しましては、年1回の業務の報告とか、あるいは壊れた箇所、場所によっては、例えば値段まで、金額まで決めておまして、3万円以上の修繕の場合には村で相談に応じますよ、それ以下の3万円以下の場合には、ささいな修繕箇所についてはそれぞれ事業所の負担でお願いしますとか、そういった細かな打ち合わせはしながら経営しているつもりであります。P D C Aの1年間のしっかりした業務内容の企画とか、そういうのは持っていないんです。それで、事業者側の報告書に基づいて再点検をしているということでもあります。そういったきっちりとした計画づけで表にあらわして、それぞれの事業所を評価するという、それぞれそれは担当課においてそういうことは、新たな計画書をつくるのではなくて、グループをつくるのではなくて、機関をつくるのではなくて、今まである中の課の中でそれは対応をできると思いますので、その辺確認しながらしっかりと事業者との連携を密にして、村民の付託に応えていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

当然、公の施設、本当に村民にとっては自分たちがサービスを受けている施設でございます。やはり大切に使ってほしい、大切に管理してほしいというのは当たり前のことでありますけれども、やはり窓口じゃなくて担当主幹課が把握する公の施設の、課単位でも結構ですので、やはりP D C A、その部分で指定管理をしている、それから無償貸与で管理委託をお願いしている人たちも含めて、やはり足を運んできちんとした、担当課ごとでも結構ですので、そういうサイクルを確立して、住民サービスの向上に寄与していただきたいと思っております。

以上で、1番目の質問を終わります。

続きまして、2つ目でございます。

地域ポイント制度の導入についてでございます。

地域ポイント制度を導入する地方自治体が広がっております。これは時代の変化に対応した地方自治体の革新的な取り組みの一つでもあります。地域ポイント制度は、民間のマーケ

ティング手法を活用し応用したものでございます。その目的は、少子高齢化問題、環境エネルギー問題、地域産業問題、地方財政問題などの地域が抱える地域コミュニティ問題を解決するためにあります。住民の参加を促しながら行政と一体となって取り組まれているものが多いところでございます。

大別しますと、介護支援、それから健康促進・長寿支援、環境保全・省エネルギー、地元産品購入促進、社会活動・住民活動支援であります。ボランティア活動や環境保全活動の奨励、被災地や住民活動を推進団体等への寄附等を含んだ諸問題解決への取り組みでございます。

プログラムから自分の参加するものを選んで参加する。そして、プログラムに参加する際に、主催者から手帳などにスタンプを押してもらったり、シールを受け取ったり、ICカードを端末にタッチしたりすることによってポイントを受け取りためる。ポイントがたまったら、ポイント利用メニューの中から地元産品、公共施設入場券、公共交通利用券、商品券、図書カード、寄附などから自分の欲しいものを選んでポイントを交換するものでございます。

地域ポイント制度は、地域づくり、コミュニティづくり、協働社会に必要な諸活動、ふるさと納税制度、地元商店会などとの一体化、連携など、地域総合カードとして機能させ、地域循環型の助け合いシステム、地域経済の活性化に貢献させる方向を目指すことが重要であると考えております。本村の地域ポイント制度の導入についてのご所見を村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

ポイント制度は、もともと民間企業の販売促進手法として、値引きや顧客の囲い込みの手法として使われてきましたが、その後、消費行動でなく消費外行動にも、発行主体では、民間部門のみならず公共部門でも使われるようになりました。介護支援、健康促進活動、環境保全活動、地元産品購入促進、社会活動への参加促進などを目的とした地域ポイント制度が広がってきました。

地域ポイント制度は地域通貨の一形態と見ることができます。地域通貨とは、ある特定の地域、コミュニティの範囲に限り流通するお金と定義されています。地域通貨や地域ポイ

ント制度は、地域経済の活性化、地産地消の促進、協働社会の実現、ボランティア活動の促進等を目的としており、地方自治体が掲げるさまざまな政策目標を実現するための手段として利用され、介護支援活動、健康促進活動、環境活動、ボランティア活動と、これまでは経済取引になじまなかったものや、サービス、さらには善意の対価として用いられています。

近隣における地域ポイントカードの具体例としては、棚倉町が町民の健康に対する意識の向上及び健康の保持促進を図ることを目的としました「いきいき健康たなちゃんポイント」というのがあります。これは町の商工会が発行しているたなちゃんカードというポイントカードを活用し、住民健診や健康教室、介護予防事業など町が指定する事業に参加したときにカードにポイントを付与するというものです。昨年度から始まった取り組みではありますが、効果については、まだ評価できていないようであります。

地域ポイント制度の目的はいろいろありますが、いずれも地域が抱える問題を解決するために、住民の参加を促しながら行政と住民が一体となって取り組むきっかけづくりや、活動に参加する住民の意欲を高めるのに効果があるということが地域ポイント制度を実施することの上では大切なことと思います。

本村が地域ポイント制度を導入することについてですが、本村においては地域ポイント制度を導入する必要が余りないのではと思われ、今のところ導入する考えはございません。先ほど申しあげましたように、この制度は地域の課題解決のために住民と行政が一体となって取り組むためのきっかけづくりや、住民の活動への参加意欲を高めるのに有効な手段として成果が期待されますが、そのためにポイント対象事業の拡大やポイント還元メニューの充実など、登録者や参加者をふやすためのインセンティブなことが大事だと思います。

しかし、本村においては、これらを実現していくのは容易でないと思います。参考までに申し上げますと、村内でポイント還元と同様のサービスを実施している鮫川シール会に加盟している商店が現在は9軒になっちゃったという言葉が、表現がいいのか、9店舗だけです。「手・まめ・館」やスマイル、さぎり荘では、独自のスタンプカードを発行し、販売促進、利用促進に取り組んでいます。

地域ポイント制度を導入する場合、何を解決すべき地域課題として捉え、その解決のために住民と行政が協働して取り組むのに地域ポイント制度が本当に有効なのか、導入した場合の費用対効果などを総合的に検討し、判断する必要があると思います。今後、地域ポイント制度に有効な事業が出てきたときや、既存の事業でも地域ポイント制度の必要性が高まったときに改めて検討してみる必要があるのではないかとはいえます。

以上で、3番、北條議員の2つ目の質問のお答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

地域ポイント制度、今村長がご答弁いただきましたけれども、村では商店会が購入者のサービス関連も含めて、今9軒ですか、加入としては9軒ですが、実際シールを発行しているのは二、三軒なんです。3分の1程度です。ほとんど多分シールとかそういうものではもう相当厳しい状況にあるのではないのかなと私は判断しているんですが。

地域ポイント制度はやはり行政も加わったことを考えていかなければならないというのは、村の振興計画、例えば地域の経済の循環ということがよく計画書に載っているんです。では地域経済の循環ってどうしたらいいんだという実際の手法が示されていない。その一つにこの地域ポイント制度というのは役に立つんだと思います。

例えば、館山公園に草刈りに奉仕活動来ます。それから住民福祉課でいくと住民健康診査を受けない。これを受ければポイントになる。本来は自分が、個人がやるべきことをやればいいことであるが、それができなくて、行政の悩みって、そういう何か参加しにくいので行政が受診率を上げたり、ボランティアさんをふやしたり努力しているわけです。やはり参加した人は、忙しい中でも参加して活動する人にポイントをあげて、そのポイントはやはり自分の日常生活上に生かすことができる。これを私すぐやれとは言えないんですが、地域の経済を循環させる。一人一人の生活を向上させるという部分で、やはり個人がそういうものに参加すれば利益があるよと、そういうことが考えられてくれば、やはりこの地域ポイント制度というのは、相当先を見据えるといいものだと私考えているんです。

ですから、やはりこの分も含めて、村長ぜひ、近くでは棚倉は棚倉としてやられていますけれども、やはり鮫川についても、やはり小さな村で商店街も閉店するとかとありますけれども、やはり商店なり、そういう人たちにだけ任せるのではなくて、行政も含めた住民に利益還元する。自分の健康を守り行政と一緒にいろんな作業に従事する。そういうものでいろんなことが考えられるわけですけども。

そして、例えばそのポイントで湯の田の温泉施設も入場無料になるとか、「手・まめ・館」で買い物をすれば安くなるとか、そういう話でやはり経済循環という、示してやらないとなかなか、言葉では誰でも簡単に言うんですが、やはり行政が主体となって地域経済を循環させるという意味でも、やはりこの地域ポイント制度というのは私は必要じゃないかと。これから先を見据えて絶対にやってほしいなと私は考えております。ぜひそちらもこれから

先のことを考えて、いろんなことを協議いただいて、ぜひ実現に向けて動いていただきたいと思います。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の再質問であります地域ポイント制度の拡充ということですが、今ほどお話を聞いておりますと、商工会のシール会が9軒になっちゃった。9軒になっても発行している店は3軒しかないんだよということですが、この恩恵に浴する皆さんの機会が少ないということであると思います。9軒参加しているこういった店も9軒から10軒にふえるように、15軒にふえるように、もうちょっと、確かに今北條議員が話されましたように、例えば館山の下刈り事業、植栽に、あるいは住民健診の受診にポイント制度を設けたら、確かにそのとおりだと思います。

これがシール会と村、行政と一体化したサービス体制がとれば、また違った皆さんの喜びが感じられる。もちろんそれは換金できてもいいし、これがさざり荘の利用券になってもいい。この辺よく商工会と、こういった機会、北條議員の質問の機会を生かして、地域経済の振興に活用したいと思います。この辺、もうちょっと煮詰めて、早い時期に検討してみたらいいのかなと、そういう思いであります。

棚倉のたなちゃんに負けないようにそういったポイント制度、鮫川村のポイント制度もとても有効だよ、楽しみだよというように、村民に喜んで参加してもらえるような、そんな仕組みづくりができたらと今考えております。その辺もう一度村と商工会と話し合いながら取り組んでいければということでお答えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

今、村長がご答弁されて、前向きにご検討するということですが、やはりこの小さな村でいろんなボランティア活動も含めて、それから個人の健康、住民健診も含めてやはりなかなか、若い人たちはこれから65歳まで本当に必死になって働くという状況の中で、なかなかボランティア活動にも参加しにくいとかという状況がありますけれども、やはり参加してそれを、努力しながら参加して協力したり、自分の健康を守るために、個人だけじゃなくて村全体の医療費とか福祉とかにも貢献できるといったときに、やはりポイントが付与されるというのはものすごく、やはりうれしいと思うんです。だから、そういう部分で行政が誘導してあげるというのは本当に大事なことだと思いますので、ぜひ検討されて、いい方向で皆さんの地域ポイント制度をぜひつくり上げていただきたいと思いますということで、ご質問を終わらせてい

たきます。

続きまして、3点目でございます。

補助金及び負担金・委託料などの財政的支援団体の監査についてでございます。

この質問については、代表監査委員様にお願いするわけですが、多分鮫川で監査委員様に
対する質問初めてだということでありましたけれども、あえてさせていただきます。

本村の適正な行政運営を確保するために、さらに公正で合理的かつ効率的な事務処理を確
保するため、例月出納検査、決算審査、財務監査、行政監査などを地方自治法に基づいて執
行され、監査の結果につきましては定期的にご報告をいただいております。一般会計、特別
会計を含め広範囲に及ぶ多種多様な会計監査執行の日ごろからのご努力とご尽力に感謝申し
上げたいと思います。

この中で、財政的支援団体の監査についてご質問いたします。

財政的支援団体に対する補助金、交付金、負担金、出資団体並びに指定管理者など、財政
援助に係る出納、その他の事務の執行も監査対象とされておりますが、財政的支援団体の監
査執行またはその計画をされているのかお伺いしたいと思います。

また、対象団体に対する監査は件数も多く、地方自治法の規定では、「出納その他の事務
の執行で当該財政的援助に係るものを監査できる」と限定されております。全般にわたる監
査が可能となっていない現状もあります。全てを網羅することは困難だと認識してござい
ますが、行財政の適法性、それから効率性などの増進を図る観点から、財政的支援団体への抽出
監査などの計画や監査の改善点はあるかどうか、代表監査委員にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 代表監査委員、根本一美君に答弁を求めます。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） おはようございます。

3番、北條利雄議員の3点目の質問にお答えをいたします。

補助金、負担金、委託料などの財政的援助を与えている監査についての質問であります
が、監査は監査の基本方針、監査実施要領、月別監査計画によりまして、平成27年度にお
いては、平成27年度の監査実施計画に基づき、平成27年度会計の例月出納検査、定期監
査、平成26年度会計の決算審査をし、平成28年度においては、平成28年度監査実施計
画書によりまして、平成28年度会計の例月出納検査、平成27年度会計の決算審査を
行ってきたところであります。

例月出納検査につきましては、伝票、その他収支証拠書類の確認はもちろんのこと、事務

事業が適正に、経済的に、効果的に行われているかを必要に応じ関係職員に出席を求め説明させております。つり銭については、金種別表により実在性を検証し、預金などについては金融機関の発行した預金残高証明書との照合、確認をし、実在性を検証しております。

また、平成27年度会計の決算審査につきましては、去る8月25日から31日の5日間、提出された平成27年度一般会計、8つの特別会計歳入歳出決算書により、また平成27年度主要施策の成果及び予算執行の実績により、平成28年度決算審査実施計画に基づき関係書帳簿及び証拠書類と符合し、誤りがないか、各基金の運用状況は適正に行われているか、事務事業の経費が予算に定めた目的に従って効果的、経済的、合法的に執行されているか、十分な財政計画のもとに財政運営がなされているかなどを主だったこととして決算審査を実施したところであります。

財政的支援団体への監査を執行または計画されているかのご質問につきましては、地方自治法199条第7項に「財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」とあります。平成27年度の定期監査時点で協議をしたところでございます。

補助金あるいは指定管理を受託している団体は、村補助金とその他の収入を合算し、事務事業を行っておりますので、村補助金以外の部分についても監査をすることになります。そのことに若干の抵抗がありました。そして遠慮した部分もありました。また、限られた人員、限られた日時、限られた予算でどのように監査をすれば効率的な監査ができるのか検討したところであります。それと27年度定期監査は、太陽光発電、マイナンバーカード整備、携帯電話、農道整備、治山、施設整備、被災公営住宅、湯の田温泉施設解体、固定資産台帳整備、多面的機能交付金、森林再生事業などについては現地調査を含め監査をしました。思ったより監査が長引いてしまったこともあり、財政支援団体への監査を27年度は見合わせたところであります。

なお、村の監査委員としての監査ではございませんが、村社会福祉協議会の監事になっておりますので、社会福祉協議会の監査を行っております。平成27年度の村からの補助金、委託料額は協議会活動費、施設改修費、村民保養施設管理業務、居住等運営、高齢者お助け事業など6,530万2,000円が適正に運営処理されており、村民、そしてお年寄りに喜ばれていることを確認しております。

なお、平成28年度監査の基本方針に盛り込んであります財政支援団体への補助目的が十分に達成されているかにより、また監査実施要領の監査実施予定に、財政援助団体への監査に

については抽出して実施するものとしております。27年度と比較しますと、28年度はハード事業が少ないので、11月に計画をしている定期監査に合わせて財政援助団体の監査を実施する計画をしております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、3番、北條利雄議員の質問の答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。

監査委員のこの多種多様な会計に、それから事業に、毎月それから決算時期、大変な時間と労力を要しながら適正な監査をされていることに、本当に再度感謝を申し上げたいと思っております。

今、代表監査委員の方からお話しあったように、ことは財政的支援団体にも計画的に入るよということです。確かにほかの自治体の話を聞きますと、なかなか財政支援団体の監査は、定期的にやるとか、毎月やるとかって絶対に不可能に近いと。やはり1年なり2年に1回ぐらいは必ず入るよという部分では、財政的支援を受けている団体からすると、やはり村はただ補助金をやるよ、助成金をやるよ、運営を委託しているだけの話じゃない、やはり運営する側も公的資金ですから、緊張感を持った仕事ができる。やはり村の監査がきちっと入るよという、村が例えば村の事業執行のときに国の会計監査を受けると職員の皆さん大変ご苦労されて、いろんな準備をします。そういう部分では、逆に言ったら来てもらったほうが緊張感が出てきて、少し締まるのかなと思うのですが、そういうことはやはり村でやっても、この鮫川でやっても起こるのかなと思います。

それから、例えば指定管理者には村から、例えばスポーツクラブには年間多分1,000万円前後の委託をされているんだと思いますけれども、今まで財政会計上は、私たちも直接細かいものまで見られたわけです。予算書、決算書にも出ていますから。ところが、協議会からスポーツクラブに委託料としてぼんと出されると、今まで見られたものが見られなくなるということになるんです。当然スポーツクラブも独自に監査されているし、前回の定例会で教育課長は、行って指導もしているし、内容も確認しているというお話でしたけれども、やはり村が、きちんと監査委員がやはり財政支援団体にも入るということになると、やっぱり職員だからだめだということじゃないけれども、やはり村が、私たちが選任した監査委員です。この人たちがやはりきちっと入れられる、入るということになると、やはり受けているほうも間違ったことはしたくないので、きちんとした監査を受ける体制、緊張感が生まれると思

います。

それから、例えば「手・まめ・館」でもそうだと思います。村が頑張っただけで直売所をつくってきまして、いろんな財政支援もしてきました。そういう部分では、今軌道に乗って一定の成果を上げていると思います。会計についてもお聞きしますと、プロの税理士を頼んで複式簿記でちゃんとやっていますよということですが、それは事業者がプロのほうを頼んでやっていることであって、村の監査というのは受けていないと思います。

そういう部分で「手・まめ・館」も含めて必ず、村の監査の体制からするとお2人でやられております。このお2人が全てを網羅するというのは本当にきついなと思います。確かにそこは大変なんですけど、やはり計画的にこれからぜひ入って、監査して、私たちにもご報告いただきたいと思います。

監査委員の皆さんには本当に日ごろからの活動に本当に感謝申し上げながら、ぜひその辺も含めてご努力いただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 続いて、6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條です。

9月定例会におきまして、夢に向かって、理想と情熱と行動、そして感動をと題しまして、1点質問させていただきます。

7月に行われました山形県東根市の視察研修において痛感した市の取り組みをもとに質問します。人口が5万人弱あります。新幹線の駅もあって、空港もあります。4つの工業団地もあります。至って恵まれた立地にある東根市。昭和52年から38年間連続して人口増加を続けているといっても、鮫川村としては立地の違いがあるんですけども、全く参考にならないと正直懸念していました。しかしながら、その要因が立地にばかりあるのではないことも痛感させられた視察でありました。

子供が夢中になって遊びたくなる。ほかには見られない遊具を備えた巨大な室内型と、広大な屋外での遊び場を整備していました。自主性、社会性、独創性などを豊かに育むのは、遊びから学ぶ遊育の視点での取り組みとのことでありました。それで、日経新聞が主催した

「につけい子育て支援大賞」も受賞しております。将来を見据えて多くの子育て支援を効果的に迅速に推進した結果、今の東根市があるのだと思います。

さて、鮫川村であります。鹿角平観光牧場の利活用にいろいろな構想があるのは承知しているが、子育てと観光をあわせ持つ名実ともに観光牧場としてふさわしい整備ができないだろうか。傾斜や景観を生かし、子供が無我夢中で遊びたくなる遊具を備え、ヤギや羊、牛などが草をはみ、季節にはそれぞれの花が咲く、周りを見渡せば親子でサイクリングを楽しんでいる、そういった姿こそが将来に自信を持って残せる姿ではないだろうかと思います。

国道289号線の改修も進んでおります。渡瀬に抜けるのに鹿角平のそばを通る構想もあると聞きます。いわきから発して、118号線、東北道を横切り、会津を通って新潟県までの交通の要衝に位置するのが鮫川村の将来であります。

鹿角平、舘山公園、湯の田温泉、江竜田の滝、強滝、そして必ず埋もれているであろう宝物を探し、それを磨きをかければ、それだけでも過疎どころか県内でも第一級の観光地として脚光を浴びるのは決して夢ではないと思います。夢に向かって情熱を持ってどう行動するか次第であると考えますが、村長のご所見はいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の一般質問にお答えを申し上げます。

京條議員には、この鹿角平は開発当時の様子をお話ししなければならぬのかなと思っております。少し長くなりますけれども、お許しをいただければと思います。

ほかの議員さん方は承知かと思いますが、鹿角平は昭和50年に阿武隈南部区域広域農業開発事業で開発されました総面積が約80ヘクタールの採草放牧地であります。この土地は2つの牧野組合が所有しておりますが、登記簿上は地権者が117名の共有地であります。この土地を昭和53年から東中地方畜産振興施設運営組合が管理運営をしてきました。運営組合では鹿角平牧野のほかに戸草牧野と東野牧野を管理しており、利用者から利用料金を取って牛の放牧事業を同時に行っておりました。鹿角平には乾草の供給センターをつくり、広大な土地を利用して牧草を栽培し、飼料用の乾草の生産を行い、畜産農家に供給をしておりました。

牧野を利用する畜産農家の高齢化や草地の老朽化により、採草としての飼料の品質の低下や放牧頭数の減少により、放牧事業を中止し、施設整備のための借入金の償還が完了したこともあり、平成11年度で施設運営組合は解散しました。畜農農家数は減りましたが、残った

畜産農家は規模を拡大を図ってきており、意欲のある農家を中心に平成12年に鹿角平牧草利用組合が結成され、牧野組合から土地を借り、草地を更新し、生産性の高い採草放牧地が整備されました。

現在は、草地利用組合の4件の農家が牧野組合から土地を借りて、飼料用の採草地として利用しております。以前は牛の放牧も行われておりましたが、現在は牛の放牧は行われておりません。それは自動車の騒音などが牛の生育に影響があるためだそうです。

また、議員承知のとおり23年の原発事故による放射能汚染で、事故当時は300ベクレルまでの牧草について供給することができましたが、24年4月から牧草の供給制限値が変わりまして、100ベクレルに引き下げられたことにより、牧草を供給することができなくなったため、国の補助金を活用し、平成24年度から3年間かけて採草地の除染が行われました。このような農家の努力によって鹿角平の壮大で美しい景観が維持されてきました。

また、鹿角平はこのような農家の営みによって生み出された雄大な景観を生かし、観光牧場として整備が進められてきました。昭和62年には駐車場やトイレ、63年にはバンガロー5棟、共同調理場、あずまや、バーベキューハウスやアスレチックなどの整備、平成元年には多目的広場や屋外ステージの整備、平成2年には管理棟を建築し、また、ふるさと創生事業で天文台も整備をしました。平成3年には給排水施設整備工事、草ぞりの造成工事などを行い、徐々に観光牧場としての整備を進めてきました。近年は、施設の老朽化に伴う修繕を随時行いながらお客様にご不便をかけないよう整備をしてきました。

鹿角平の新しい魅力づくりと利用促進のため、平成22年度にはクロスカントリーコースを整備し、さらに26年度にクロスカントリーコースに林間コースを増設したほか、老朽化が進んでいるバンガローにかわる宿泊施設としてコテージ2棟を建築しました。施設等の管理につきましては、平成3年から当時の東白川地方畜産振興施設運営組合と鮫川村の商業事業協同組合に委託しておりました。東白川地方畜産振興施設運営組合が平成11年度で解散したため、草地の管理は鹿角平草地利用組合に、施設の管理等については鹿角平観光センターに委託しております。

鹿角平観光センターにつきましては、平成18年度から指定管理者として使用の許可、利用料金の徴収、施設の維持管理の業務をお願いしております。毎年村と草地利用組合、観光センターの3者で観光牧場の施設整備や修繕等について話し合いをしながら観光牧場を利用するお客様に満足してもらえるよう努力をしております。何といたっても鹿角平の一番の魅力は、牧歌的で雄大な景観にあると思います。この景観の保持を第一にお客様がゆったりと非日常

を楽しめるような整備を進めてまいりたいと考えております。

昨年実施しました鹿角平観光牧場合宿誘致推進事業により、鹿角平に陸上競技場や宿泊施設を整備するという内容のスポーツエリア基本構想が策定されましたが、その報告書の中にも記載があるように、構想を実現するには莫大な費用がかかること、また仮に箱物は実現できたとしても、その後の管理運営に多額の費用がかかることなどから、構想の実現には村の現状を踏まえた現実的な対応が求められます。

鹿角平観光牧場は、そもそも観光資源の活用と環境との調和を図り、配慮しながら自然の中で手軽に利用できる健全レクリエーション活動の場を確保し、あわせて地域の振興を図るための施設として整備されてきました。アスレチックや草ぞりなどは経年劣化と真冬の厳しい環境により損傷したため撤去し、今現在ないものもありますが、基本的には子供や親が気軽に楽しく遊べる場所として鹿角平の整備が進められてきました。

鹿角平観光牧場を名実ともに観光牧場にふさわしい整備ができないかのおたただしですが、鹿角平の一番の観光資源である採草地の雄大な景観は、先ほど申し上げましたように農家の営みによって維持されております。このような農家の営みが持続できるよう支援していくことが大事だと思います。農業振興が地域の振興、鮫川村の振興につながると思いますので、まずはそれを一番に考えたいと思います。そして、その結果として作り出された美しい景観を地域資源として、農家の理解と協力を得て有効に活用していきたいと思います。子供が無我夢中で遊びたくなる遊具の設置については、施設を管理している鹿角平観光センターとも相談し、補助金等財源の確保も含めて検討したいと思います。

京條議員ご指摘のように、子供の成長、発達のために遊びから学ぶという視点は大事なことだと思います。子供のころの原体験がその後の成長、発達に大きく影響すると言われております。子供のころに体験したほうがよいと言われているものの1つに、真っ暗闇の中で満天の星空を見上げるというものがあるそうです。満天の星空を見上げることで宇宙の壮大さと人間の無力さを感じることができ、それが子供の心の発達により影響があるそうです。鹿角平はそういった体験をするのにも最適な場所だと思います。

また、最近では天体観測を楽しむ若い女性がふえているそうです。鹿角平は広大な草原と満天の星空をアピールポイントに館山の公園や湯の田温泉などと連携をしながら観光地としての魅力を高めていきたいと考えております。

以上で、京條議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） ご答弁ありがとうございます。

私が第一に申し上げたいのは、あの雄大な自然景観をできるだけ壊さないで、将来にこんな姿にしてくれてよかったというような観光牧場にしませんかというのが第一の趣旨です。趣旨が一部伝わっていなかったのかなと思います。ちょっと反省しておりますけれども。

今の鹿角平の姿があるのは、大変なご苦勞をされてきたんだということは大分理解できました。その上でいろんな課題があって、それをクリアしなければいけないということはよくわかります。ですけれども、あそこが鮫川村の宝物であることは間違いありません。館山公園だとか、ほかにもたくさんあります。それを開発、いろんなものを建ててとかそういうんじゃないくて、自然景観を生かして鮫川村を将来の子供たちに残すにはどうしたらいいかというのが趣旨でありました。

東根市の研修に行つて痛切に感じたことがありました。東根市が建設した室内型の子供の遊び場、タントクルセンターは平成17年4月にオープンした複合施設の中にありました。その複合施設は33億4,000万円かかっています。その一部であるけやきホール、子供の遊び場です。そこでは毎年平均14万人以上の子供たちが遊んでいます。それでもなお子供の遊び場をもっと充実させようというので、東根あそびあランド、広大な土地を利用して25年度に開園しています。それは5億6,000万円かかっています。でも多い日で1日8,000人もの来場者があると聞きます。想像するに圧巻であります。タントクルセンターにもあそびあランドにも子供の冒険心をくすぐるほかの遊園地には見られない大型の遊具を備えていました。そこで、先ほど申し上げましたけれども、そこで思いっきり体を動かして遊び、いろいろな体験をした中から多くを学ぶのは、昔は当たり前でした。

東根市の取り組みは、遊び場を通して自主性や創造性を豊かに育む場こそが今の時代には必要だとの考え方です。先ほど申し上げましたけれども、まさに遊びから学び育てる教育の考え方です。

東根市は恵まれた立地にあります。そんな条件の上でなお教育によるまちづくり、そして子育て世代に対する支援の強化、あるいは永住対策も兼ねた環境の充実にも力を入れています。教育の充実と定住化を促進するため、英語教育教師を積極的に招待しているのもそうだし、28年度から取り組んだ山形県初の中高一貫教育もそれでもあります。市役所の目の前にそれありました。平成28年11月、もうすぐです。広域文化施設をオープンする計画であります。もうオープン間近ですから、完成間近だと思います。そればかりか、住んでよし、来てよし、だから東根市で暮らそうよとばかり、定住促進事業助成金制度、住まい応援事業制度などを

施策として設けています。定住することを目的に市内にみずから居住するための新築または購入した人への助成、新築やリフォーム対象者への補助、一番懸念するところは、ほかの市町村から転入して、市内に住宅を建設する人に50万円の補助もしています。山形県でもっとも勢いのある町と評されています。

しかし、私が申し上げたいのはここからです。係の説明を聞き、パンフレットに目を通していているうちに、だんだん怒りが込み上げてきました。本当に腹が立って仕方がなかったというのが実情です。毎年のように150人以上の人口をふやしている東根市はそれでいいです。だけれども、深刻なのはその近隣の自治体じゃないですか。事実、影響がないわけがなく、東根市の担当者が豪雪地帯からの移住者が多いと説明していました。東根市も雪は降りますけれども、山形県の真ん中ですから雪は多いです。東根市以上に、すぐ近隣の村や町が豪雪地帯なんです。そこから非常に移住者が多い。

移住者が東京からなんていうのは、都会からの人だけだったら何も言いません。まして、それは人口がふえているのは、単純に過疎地域から人を奪ってきたにすぎないんです。本来の地方創生人口ビジョンというのは、独自の施策を持って地域内で子供を産み、育てる。これではないでしょうか。他町村から人を奪ってくるのが、人口ビジョンこうです、ふえました、喜んでばかりいられないです。結局は疲弊してきます。

しかしながら、東根市がそうやっている以上、白河だって、棚倉だって、ここよりは立地はいいです。白河市や棚倉町が、白河地方定住自立圏を構成する一員である白河市や棚倉町が東根市のような施策はとってこないと思います。絶対にそれはやめてもらいたいと思います。だけど、現実問題で、教訓として東根市の取り組みを見てみると、鮫川村にそれを置きかえて考えなければなりません。深刻な問題を、じゃどうやったら防げるのですか。鮫川村はいつも人を奪われる側です。それで1人か2人都市圏から移住者を呼び込むのは大変です。それでも交通の便が悪いから、買い物に行けないから、通院が不便だから、それでしかもそんな施策をとられたら、じゃ、うちを建てるんだったら、土地も結構安いですから、それだったら鮫川村だろうという人がこれからもふえてくると思います。

今回の東根市の視察研修から学ぶのは、取り組みに学ぶのではなく、むしろ村として村民にどう対応するかということに尽きると考えた、そう思って質問した。人の奪い合いをするのではなく、人が幾ら少なくなろうが、本当の豊かさはここにあると自信を持って言える村をつくりましょうよと、それには自然景観を生かすこと、残すことは真っ先にやらなければいけないんです。課題もいっぱいあるでしょうけれども、それをクリアして、本当の豊かさ

はここにあるんだと自信を持って言える村をつくるしかない、こう思います。

それで鹿角平を真の意味の観光牧場、それには大規模な子供の遊び場、咲き誇る季節の花々を見ながら高原をサイクリングする、そういった施設、館山公園を中心とした自然景観を生かした村づくりをぜひ提案したかったわけであります。むしろ景観を残すべき、そう思っております。それが一朝一夕でかなわないのであれば、今一番大事なのは村民全員が今ほど重要な時代はないのだと認識し、行動することのみであるんだと思うんです。

たとえ行政として住民の要望、インフラ整備や何かにある程度我慢をしていただいたとしても、子供を産み育てる経済的支援をした上で、ない物ねだりをせず、村にある恵まれた自然です。この一番の頂点にあるのが鹿角平です。ない物ねだりをしないで自然景観を生かし、磨きをかけて、行ってみたい美しい村として発信していくことが大事なのではないのか。それには、将来の話ですから、重要だけれども今すぐではないんです。ただ今すぐかかわらないといけないと思います。

その一つが、国道289号線が鹿角平のそばを通るのであれば、将来の交通の要衝です。太平洋から日本海まで抜ける、その真ん中を、鮫川を通るわけですから、これを、時間はかかるでしょうけれども、今から子供たちに残す資産として取り組まなければいけないのではないのかと思った次第であります。鹿角平の利活用と村中に埋もれている宝物、それを磨きをかける、それを線で結ぶ、美しい村、魅力ある村として必ず将来、何十年後かもわかりませんが、全国的に注目を浴びる時代が必ずやってきます。

そして、村の将来にそういった大きな構想、これが絶対に必要なんだと思います。大きな目標を設定し、一つ一つの課題を情熱を持って解決し、村民が一つになって行動し、希望に満ちた夢のような村をぜひ実現させていただきたいと思います。

村の姿はどうあるべきか、今が一番大事な時期であります。専門家の意見も村民の意見も十分に聞いて、内発的な盛り上がりパワーとしてぜひとも取り組んでいただきたい事業であると、そう理解してくださることを期待して再質問を終わります。

もう一度ご所見をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の鹿角平を思う気持ちは十分理解することができました。私は京條議員と同じです。鮫川村はこの自然豊かな緑を大事にして、都会から訪れた皆さんに少しでも癒しの空間を与えることができる、そんな村づくりが一番、そして子供たちもこんな村に住んで、たまに1年に1回、2回東京に行ったときに、うだるような暑さとい

うんですか、私、8月ことし3回ほど要望活動で東京に行ってきました。本当に外に30分もいたら、くらくらして倒れそうな、そんな酷暑の中でした。鮫川に戻ってきて、この緑、山から来る、川から来る、このきれいな空気に触れたときに、これはすばらしい宝物だなとつくづく感じることができました。こんな空間づくりをととても大事にしながら、子供たちに誇りを持って、そしてこの地域でもしっかり学べることができる、子供を育てることができる、そんな魅力のある村づくりに精一杯頑張らせていただきたいと思います。

鹿角平もあの環境を守りながら、エリア構想も、スポーツエリア構想としての構想も、京条議員も作成書を見たかと思えます。こんな目標を捉えながら、あの目標づくりには10億円ほどかかります。こういったことも決して夢ではないと思えます。しっかり農家の理解をいただきながら、そして、村民の誇りと思える鹿角平、そしてこの辺の館山公園、あるいは湯の田温泉と結びつけた観光エリアを構築していきたいと思えますので、京条議員が決して、緑を大事にする思いは確認できたということで、ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 6番、京条議員。

○6番（京条英征君） ご答弁ありがとうございました。

大いに期待しております。そういう明るい希望のある答弁をいただけたのかなと理解しております。何とぞ20年後、30年後、日本中が注目するような村であるように、自然を生かした、本当に村に注目するような一級の観光地になるような、そんな村づくりをぜひ今から目指していただきたいと思います。質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の9月定例議会におきまして、今回、村民に直結する身近な一般質問2件、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、第1点、1番目の質問であります。

生活用水確保の簡易水道整備事業の計画、さらには自家用水源確保の支援策についての質問であります。

村民の生活用水確保は、数多い事業の中でも最優先施策と認識をしております。本村の簡易水道の普及率はいまだに約50%弱とされておりますが、今後の整備計画についてお伺いを

いたします。

さらに全村の半数の住宅では自家用水、自家用井戸や湧き水に頼らざるを得ない状況にあります。昨年からことしになって、積雪や降雨が少なく、井戸水や湧き水が枯渇し、飲料水の確保すら困難な村民が続出しております。これは近年にない危機的な状況にあります。

村は、生活飲料水確保事業としての補助金として、1戸当たり上限20万円の支援制度を導入しておりますが、現在のこの補助制度の利用状況、さらに補助金の増額見直しをして、今後生活用水確保に苦しむ多くの村民の負担軽減に努めるべきと考えておりますが、これらの生活用水確保に対しての村長の支援策についてお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員のまず最初の質問にお答えを申し上げます。

まず議員お尋ねの今後の簡易水道の整備計画についてであります。村では平成22年度に策定し、平成32年度までを計画期間としております。統合簡易水道施設整備計画書をもとに事業を実施しております。

現在、国庫補助金を受けて事業を実施しております鍬木田配水池の更新事業が平成30年3月まで完了する見込みであります。その事業が完了した後に、いわゆる西部地区の赤坂西野字岡田、欠下、石ノ花、寅卯平、草牛について給水区域の拡張を計画しております。この西部地区の拡張事業には1億3,000万円程度の事業費がかかると見込んでいます。財政事情が厳しい本村におきましては、国庫補助事業として採択を受けなければ事業の実施は困難であります。予算のつきぐあいにもよりますが、三、四年かかるのが通常でありますし、平成32年度以降に事業の実施を考えている水道未普及地域の解消にも多くの時間と費用がかかりますので、その間、自家用水源の確保や水源の涵養などの対策にもこれまでどおり取り組んでいきたいと考えております。

この補助金制度の活用の状況であります。平成25年度におきましては12件、16世帯で事業費、16世帯の事業費です。888万円に対しまして補助金304万円。平成26年度におきましては4件4世帯で、総事業費が245万1,000円に対しまして、補助金80万円を交付しております。平成27年度は申し込みございませんでした。今年度はまだまだ途中であります。たくさんありました。平成28年度におきましては、8月25日現在で14件14世帯で、総事業費が1,010万円に対しまして、補助金265万円の交付を決定しております。また、今後も補助金の申請

が見込まれておりますので、所要の金額を今議会の補正予算に計上しておりますので、ご審議をいただきたいと思ひます。

補助金の増額見直しについてであります、今年度は議員承知のとおりであります。20万円円で補助を動いております。年度途中においての増額は困難ではないのかと思ひます。来年度の予算編成において、この補助金等の額も検討してまいりたいと思ひます。

以上で関根議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 来年度以降、この補助金の増額を検討したいというご答弁でありました。25年から28年まで、12件、4件、さらに28年度は14件ということで、さらに今後ふえる確率は非常に高いなと思ひます。14件で1,100万円、割り算すると150万円以上、平均で1件当たり100万円以上ボーリングをされた方もおると聞いておりますが、平均すると一体どのぐらいの金額でこの申請、割り算すればわかるんですけれども、50万円以上になっているかと思ひます。どのぐらいの金額なのかお答えいただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 28年度のきょう現在での申請額は、平均72万1,000円だそうです。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 私が想定していたよりも非常に高い金額であります。五、六十万円というお話を聞いておりましたが、平均で70万円以上ということは、やっぱり掘っても掘っても出ないおうちがあって、1メートル2万円とか3万円と言われるボーリングを100万円以上おかけになっているという村民も過去には聞いております。

それで、今後、補助金の活用申請が村民によっては高まると思ひます。まず自家用水の補助金については後半に再質問させていただきますが、簡易水道、長期的に西部地区も計画があるとされており、簡易水道の申請、これには時間がかかるとされており、なぜこの質問をするかという、ここの地区まで簡易水道が引かれていて、その隣接する地域に引かれていないというケースが村内にはあります。西山で言えば押野、宝木、西野内等々、あそこまで水道が行っているなと思ひきや、実は簡易水道が引かれていない。過去には西野の茅地区が、見渡まで来ていて、引かれていると思ひきやあそこは引かれていなかったということで、今整備は終わったんですけれども、当初の水道の計画に変更するには時間がかかると担当課のほうからも説明を受けておりますが、計画を立てて許認可をいただいて、それから実施設計、そして受益者の承諾、重ねていくと5年ぐらいかかるのであろうと言わ

れておりますが、許可制、この認可、これを短縮できて、本当にそこまで来ている水道があると数100メートル引けば受益者が安全・安心な水を飲めるという状況が村の中に多々ありますので、そういった許認可を早める方法は現在ないのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずこれは国の制度でありますから、国会議員の先生方をお願いして、国の制度を変えてもらうということでもあります。まず、残念なことに国、日本全体では、水道の普及率が97%を超えているんです。ですから、そういった地区がまだあるのという、国会議員の先生方はそういう思いで私らの要望を聞くんです。この辺をしっかりと訴えて、全国大会には、簡易水道普及、全国大会もあるんです。そういったところに行って声を出していきたいと思います。

ただ、関根議員もご承知かと思いますが、村の水道布設のときには、村民からある程度募集はしたんです。ただ当時はそういった希望がなかったんです。どうしてなかったかという、それぞれ自家水道で十分間に合っていた。水の需要が少なかったんです。ただ、今はご承知のとおりです。水がない生活は考えられない、そして水がたくさん必要な、多くの水でないと、そして勢いのある水でないと洗濯機も回らない、そういった水の環境が変わってきたんです。

私は事業者にも責任はあると思います。村もしっかりそういった、当時を思い出すと、素直に簡単にできたと思うことです。それが当時、そういった参加者が少なかったものですから、お願いして布設した事実もあります。特に大塩なんかはそうです。大塩は今18戸のうち、18戸が全部普及されておりますが、最初に普及されたのは10軒です。8軒は水なんか買ってられない、そういうことで水の需要がなかったということです。その辺、こういった渇水時期に大騒ぎして、その辺もしかと考えながら、村では対応しながら、そして水ほど今、水がないと生活できませんよね。その辺もしかと認識しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 平成23年に村はアンケート調査をしているようでありますし、また、その時点では、今の段階ではまだ不足していないという比率が非常に高くていましたけれども、ここ近年のこの気象状況、それから3.11の地殻変動で大きく変わったようであります。

さて、先ほど72万円が平均だということで係から説明がありましたが、近隣町村の水道普及率は非常に高いです。しかしながら、比べにはならないので、古殿町、また平田村のような中山間の地域では、古殿は今回30万円上限で臨時議会でこの補助制度を制定したようであ

ります。平田村も本村に近い地形ではありますが、平田村は以前よりこの補助制度を導入しておりました。

内容については、水道のボーリング費用、それから配管、電気配線、さらには水質の検査料、そして、ここがすばらしいと思いましたが、浄水器の導入、これもあわせて最大50万円の補助を制定しており、非常に村民が助かっているという状況であります。

本村の場合には20万円ということで、今後新年度予算に検討したいという村長の答弁がありました。ただ単に上限を要求するのではなくて、補助金はほぼ平均工事額の約半分ぐらいであるのではないかという見解を示している自治体もあります。平田村の50万円というのは幅が広い。そしてもう一つは浄水器、今の若い子育てのお母さんたちは、自家用水道を飲まないんだそうであります。買って水を飲むそうであります。また、大雨が来たときに濁るようなお風呂に入らないそうであります。ここまで水に若いお母さんだけじゃなくて村民が敏感になっているところで、もう少し間口を広げて、そういった補助金の導入の検討をすべきだろうと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今ほどの関根議員のお話ですと、平田村が手厚い補助を出している。平田村は普及率が県内でも低いほうなんです。ですから恐らく大変なご苦労があるなという思いで聞いております。古殿町は鮫川と同じような地形なんです、70%ほどいつているんです。ですから、あそこの町は森林資源が多く、自家水道もとりやすい地区です。28年度の湧水事業でびっくりしたのは、地下水ではなくて表流水を飲んで、利用している、そういったご家庭もあったんです。これはびっくりしました。表流水を集めて水道で引っ張っている、こんな方も今いらしたのかという、つくづくそういったことで反省しているところではありますが、水質検査は全て鮫川は無料でやっているんです。その辺、通過できたのかなという思いであります。

まず今ほどの補助の引き上げであります、鮫川村は本当に50%まだいついていないんです。これからそういった家庭がふえてくるのが正直なところ予想されます。今、20万円です。事業費に対しての割合が3分の1です、今ほどのお話ですと。その辺皆さんと協議をしながら、ただ鮫川村は県下でも名高い自主財源の低い、そして財調も厳しい村であります。その辺も相談しながら、自助努力できる家庭、できない家庭あると思います。こういった皆さんと相談しながら対応していかなければならないのかなという思いでもいます。

きょう、今こうして関根議員に20万円から来年度は30万、40万円を予定しています、事業

費の半分以上を予定していますと、そういう軽々しく答えることのできない財政状況であることもご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ありがとうございます。

本村の地区によっては格差があります。中野は非常に高いんですけども、西野、西山はほぼ半数、さらに低いのは青生野地区、それから東野地区が自家用水、青生野地区、調査では9割、東野地区は8割の方が自家用水に頼らざるを得ないということで、そういった見直しをご検討いただきたいと思います。

ここ数年の簡易水道の予算1億円から約1億6,000万円、鍬木田のような大型工事が入りますと約1億6,000万円ぐらいで、使用料が2,000万円ちょっと、そして一般財源から約5,000万円から9,000万円ぐらい繰り出しをして、村民の約半数の人に安全・安心な水を提供、供給しているということになりますが、またこれらの税金の投入の額も勘案していただいて、さらにあと半分の人たちに不公平のないような、そのような処置をご期待いたします。

次に、新しくうちを新築するといううちがあります。そういった新築するときには水の確保ができないがために、自家用水の確保ができないがために近隣町村に新築をしてしまったということも過去に話を聞いておりますが、こういった新築をする、うちを建てかえるときには水道工事が非常に高くてかさむんですが、それに対しての水源地確保、こういったものも県にはあるという話を聞いておりますが、村長、そういった若い世代が村から離れてしまうと、水源地確保ができないために、そういうことがあっては、うちの村とすれば最大の生活飲料水確保事業、これから推し進めようとするときに大変なマイナス要因でないかと思いますが、新築をされる、それから増設をされるというときのそういった水源地確保の補填、これもあわせてすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今、宅地造成というんですか、分譲宅地ということで村では計画をしています。今まではオーダーメイド方式で申し込みがあった時点でということですが、村で用意した土地がもう売却になったんです。ことしおかげさまで公営住宅も建てましたし、残ったところ1区画ありましたが、それが需要があったものですから売却済みになって、新たに真坂地区に計画しております。この辺は村の水道もしっかりあそこは通っておりますし、こういった地区をお世話をしたりして、また新しい住宅を建てるから水源を確保してほしい、こういったことに果たして村が応じていいのかどうか、これは住宅を建てる人にしかと水は

出やすいところを選んでもらったり、あるいは村のそういった宅地分譲の予定などを聞いていただければと思います。新築をする場合の水源地の確保には、まだ応じるほどの余力はないのではないかと思いますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 新築のそういった特例助成は今考えていないということであれば、50%以上の水源地確保の方々の、まず新年度の予算で検討していただきながら、ぜひとも最優先課題、生活用水ですので、ご検討いただきたいと思ひますし、それに大きく期待をしております。

水はやっぱり全てでありますし、水がよければ人がいいし、人がよければ水がいいという、こういうことも言われております。まして本村は良質の地下水に恵まれた地区でもあるというので、それに実は私は荻ノ沢地区というところに住んでおりますが、ここに簡易水道なんていったってまず無理ですから、火打石から引いたんでは何億かかるかわからない地区、そういうところに住んでおりますので。実は、近所の住民が水が出なくなって、ため池の水を掘って、こして飲んでいる姿を見ると、この助成を教えてあげてはいますが、本当に死活問題だなということを痛切に感じます。今後、ご期待をして1問目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2番目の質問に入らせていただきたいと思ひます。

村民からの要望や陳情の取り扱いと事業執行についての一般質問であります。

村民から提出された多種にわたる要望、陳情書は受益者や地区住民の生活に密着した案件であります。長年の願ひが込められております。既に受理されている要望、陳情については、既に事業執行されている事業も数多くありますが、未執行の事業も数多いと認識しております。これらの未執行の事業案件や、特に古い年度の案件、これについてどのように協議し、検討を重ねておられるのか、またその手順と採択方法についてお尋ねをいたします。

また、未執行であります要望、それから陳情等の事業計画についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

村に提出されました要望、陳情であります。平成15年度から現在までに提出されました、

村において、そして受理した件数は107件であります。107件、そのうち内容的に不採択として検討の対象から外したものが10件あります。

受理された要望、陳情のうち未着手のものですが、平成15年度分が1件、16年度分が5件、18年度分1件、平成20年度分が4件、22年度分3件、23年度分1件、24年度分1件、平成25年度分2件、26年度分2件、27年度分4件、28年度分1件の計25件であります。この中には複数年に重複して要望されているものもあります。

用件別であります。道路整備関係が13件、河川・水路改修が4件、支障木伐採等1件、水道1件、集会場等1件、施設整備1件、防火水槽が1件、急傾斜地対策が1件、その他が2件となっております。

次に、未執行案件のうち古いものについてであります。これらについては、事業の要件を満たし、補助事業等財源のめどがついたものについては、逐次担当課より予算編成の際に計上され、執行してきたところであります。また、事業採択のシステムであります。これは平成22年12月議会でも答弁しておりますが、市として新年度予算編成の時期に、緊急性、重要性、他地区との均衡性を考慮して、担当部署において検討するようにしております。それぞれ提出されました経過につきましては、事業規模に応じて担当課から提案を総務課長、副村長を経由して、最終的に村長の決裁で決定されるもの、村長も入った関係課長会議で決定されるもの、さらには村長からの指示により課内で検討し、その検討結果を踏まえて実施されるものなど、状況に応じた意思決定をしているところであります。

また、財源確保が重要な要素になりますので、国・県補助等の情報収集や、その他補助団体との動向を注視し、事業獲得の可能性があればいつでも要望するようにしているところであります。

さらに未執行の事業計画についてのおただしであります。これらについても要件を満たし、該当補助事業の財源が充てられるめどがついたものについては、緊急性、重要性、他地区との均衡性を考慮し、事業を執行してまいりたいと考えております。

今後もさまざまな機会を通して村民の皆様の要望をお聞きし、議会の皆様方と相談させていただきながらその実現に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき、説明とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 過去12年で約25件の要望、陳情がまだ執行されていないということで、既にもう実現して完成している事業もあり、受益者も大変喜んでる案件もあります。

この提出された、今村長が、15年からですから12年間たっておりますが、こういった要望書、それから陳情書が上がった段階で、担当課は現地を視察をされているのか、そしてその状況を把握して内部検討されているのか。さらに要望書というのは、陳情書は受益者の捺印、そしてさらには組長の捺印、そして最終的に区長さんの捺印で、村長、議長等に提出するのが通例となっておりますが、提出者にその現地を見たり内部検討したということが区長様等に伝わっているのかどうか。これについてご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、要望書関係は議員のおただしのおりであります。私が決裁しておりますから、私は全て知っております。ただ、現地を見なくてはならない場所もありますが、そうでない場所もあります。そして、この見通しであります。これは全て要望者に対してお答えは出しておるとおもいます。ただ、なかなか採択にならない、あるいは二、三カ所集まらないとだめだとか、そういったいろんな要件があります。まずそういった希望に応えるために極力努力していることだけをご報告して、ご理解していただきたいとおもいます。特に急傾斜地がいつも難儀しております。これは国の基準がそうなんです。これは1件2件ではだめなんです。この辺もご理解をいただきたいとおもいます。

あと、今難儀しておりますのが、防火用水です。これも最低3カ所にならないとだめなそう、この辺と、あと河川関係は逐次これはやっておるのも、15年度で今残っているのが河川関係で寅卯平、石ノ花なんですけれども、これは大体半分ぐらいは済んでいるんです。着手はしております。ですが、1件だけまだ完成はしていないということで上げさせていただきました。

こういったことで、あとは特に西野に多いんですけれども、私道になったり、いろいろ条件あるんです。その辺どうぞご理解いただき、都度補助の見通しがつき次第取りかかってまいりたいとおもいます。決して忘れていたわけでは、書類の下積みになっているわけではないということだけお知らせをしながら答弁させていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ありがとうございます。

私が議員になったのは15年なんです、ちょうど。12年が過ぎました。西野だけでもここ20件以上ありまして、本当に大型に改良されたところと、まだ15件ぐらいはまだそのままになっているということがございます。その他の地区にも多いかとおもいます。

それでいかがですか、そういった過去の陳情、要望書を区長様等に年に1回ぐらいはいか

がですかと、区長様がなかなか引き継ぎされていない区域も実はありまして、過去どういう要望が出されていたのかというのが、引き継ぎされている区長さんもいらっしやると思いますが、そういった混乱を村のほうから出向いていって、そしてこの案件はこういう理由でこれはできませんと、はっきりやっぱり、何でもやっていただくということではなくて、これはやりませんというようなことも選択肢だと思います。

私どもも、村民として何でも村にお願いをすればやっていただけるということではなくて、例えば支障木だったらば、村で専門家のチェーンソーの業者さんつけますからいかがですかと、地元で1日みんなで応援していただいけませんかというような話し合い、こういったものをやっぱり地区地区に出向いていながら懇談をしていただければ、本当に受益者も無理なお願いばかりするわけじゃないので、いかがですか、そういった懇談をしながら付託に応えていくと、村長いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そうですね。全体会議でなくて、そういった各大字の区長様方に、下積みになっている要望事項の、新しい区長さんになるとわからないんです。その辺の説明をしながら理解をいただけるような、区長の任期は今2年でありますから、区長の任期中にそういった箇所を次の区長に引き継げるためにも必要かなと、今考えております。そういったことを係のほうに申しつけております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） やっぱり行政サービスも、我々も同じことを言われますが、まめでないといけません。村はまめで達者な村、そのまめさというのは我々も含めて行政のまめさ、そして住民といかに膝を交えた話し合いで自助、それから共助、公助と言われますけれども、自分たちのものは自分でやるという方向に持っていきながら、まめな村づくりをぜひともご期待して、今回2件の村民に直結する質問をさせていただきました。

ご答弁ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これより休憩に入ります。

なお、午後は13時30分より再開をいたします。

(午前11時56分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成28年度第5回議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず1点目、暮らしていくための施策について村長にお伺いいたします。

鮫川村人口ビジョンの総合政策、目指すべき将来の基本目標である「ふるさと回帰の推進」、「稼ぐ力の創出」、「暮らしやすく賑わいのあるむらづくり」とありますが、人が暮らしていくには生活していくための所得であり、環境であり、人を引きつける魅力がなければ移住、定住することができないと考えますが、村として具体的にどのような施策をもってこれらに対処していくのか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の質問にお答えをします。

まず、とても大事な大きな村としては課題であるわけですが、慎重にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、鮫川村の人口ビジョン総合戦略の策定に当たり実施したアンケートでは、本村の小・中・高校生は村外に転出したいという気持ちが強いという結果が出ています。また、成人式の参加者を対象に実施したアンケートでは、Uターンしない一番の理由として「村に仕事がない」を掲げる割合が高く、「住むところがない」という回答もありました。その一方で、いずれは村に戻りたい若者や、一度村を離れてから村に戻るかどうか迷っている若者も一定数いることから、Uターン志向の若者たちをふやすとともに、戻ってこられるように仕事づくりや生活インフラなどの環境の充実が求められています。

総合戦略では、これらの課題を解決するために「ふるさと回帰の推進」、「稼ぐ力の創出」、「暮らしやすく賑わいのあるむらづくり」の3つの基本目標を掲げ、主要施策として13のプロジェクト計画をしています。総合戦略のふるさと回帰プロジェクトでは移住情報の発信や短期移住体験プログラムが計画され、移住希望者向け住宅環境整備プロジェクトでは

空き家の貸し出し事業や空き家管理ネットワークなど、空き家貸し出しのための体制づくり計画がされています。空き家対策では本村が抱える重要な課題であります、昨年度、空き家の実態調査が行われました。それに基づき、空き家の所有者、管理者に空き家についてのアンケート調査を行い、このほど結果を取りまとめたところであります。

今後は、この調査結果をもとに空き家対策を進め、移住者の受け入れ支援体制を整備するとともに、活用が可能な空き家については、空き家の状況に応じて移住希望者へ貸し出しや田舎暮らし体験の住宅、東京都北区民との総合交流拠点などに活用していく考えであります。

また、住宅を建築するための分譲地の整備も村内に定住してもらうために必要な施策でありますので、今後力を入れ取り組んでいく考えであります。

暮らしていくために必要な稼ぐ力を創出するために、産業おこし特産品開発プロジェクトや観光公社設立による農村環境維持プロジェクト、小さな仕事づくりプロジェクトなどでは、新規性の高い農作物の栽培、郷土料理の活用と商品化、農作業支援等環境維持、生活品ニーズを束ねた雇用の創出、村内での新規の事業を目指す企業型協力隊の募集などが計画されています。

NPO法人ふるさと回帰支援センターによりますと、今、都会から地方の農村部へ移住を希望する若い世代が中心になってきているそうです。2008年のリーマンショック以前は、移住相談は50代から70代が中心で全体の75%を占めていたそうです。それが、リーマンショック以降は臨時や嘱託などの不安定雇用の若者がふえたため、そういった若者が活躍の場を地方に求め始めたそうです。また、国でも農水省が田舎で働きたいという都市から地方に若者を送り出す事業を始めたり、総務省が地域おこし協力隊を始めたりして、若者の地方への流れを推進してきました。一方、地方は過疎化、高齢化が進み、仕事がない状況に変わりはありません。

そこで、仕事がなければ自分で仕事をつくってはどうか、起業という方法もあるのではないのでしょうかという考えや、半農半育という田舎での暮らしが提案されるようになり、経済的豊かさではない新しい価値観に重きを置いた暮らしが広まってきました。かつては団塊世代の定年後の暮らしが主流だったのが、2015年では20代から40代までが全体の67%を占めるなど、ふるさと回帰の主流は若者の世代となっています。こういった若者を本村に迎え入れ定住をしてもらうためには、宗田議員がご指摘のように、人を引きつける魅力が必要だと思います。

本村の一番の魅力は手入れが行き届いた美しい農村景観にあると思います。満天の星空や

四季の移ろいを感じることができる自然、安全でおいしい食べ物、そして村民の穏やかな温かい人柄、こういった地域の魅力が人を引きつけるものと思います。

ただ、最近の移住希望者は中山間地より地方都市部を希望する割合が高くなっているそうです。これは都会にはない田舎の緑豊かな自然環境を求める一方で、ある程度の利便性も求める人が多くなっているためだと思います。こういった点も今後の施策を進める上では考慮しなければならないと思います。

このたび国の採択を受けた地方創生加速化交付金事業では、村の中心部の活性化に取り組んでほしいという村民の声が、村民というより若い人の声ですね、若い人の声が多くあるのを受け、中心部の活性化について道の駅を核とした将来構想を策定する事業も予定しております。また、花の苗を育てるために薪ボイラーで暖をとり、ハウスをつくる事業を予定しています。将来的にはそこで育てた花の苗で館山公園を、春から秋までいろいろな花が次から次に咲く館山ガーデンとして整備していく考えであります。道の駅や館山公園は村の活性化につながる新たな雇用も生み出す事業として取り組みたいと考えております。

こうした取り組みにより少しでも雇用の場をつくり出し、村への移住、定住を希望する若者たちを本村へ呼び込むのにつながるようにしたいと思います。また、新規就農者や自分で起業する人などについての支援も大事なことだと思います。特に農業で暮らしを立てるのが難しい時代にあって、本村で農業を志す若者は貴重な存在です。こういった若者の挑戦が成功することが今後の村の将来に大きな影響を与えることになると思いますので、しっかりと支援していきたいと思います。

子育て支援、子供の教育に係る支援ももちろん大切です。地理的条件を初めとする本村が抱えるさまざまな悪条件を少しでも緩和し、ここで暮らしていく人たちが暮らしやすいと感じられるようにしていくことが移住、定住に大切なことだと思いますので、そうなるよう一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、宗田議員の質問の答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 人が移住、定住、特に移住するには、受け入れ態勢の整備というのはもちろんこれは重要なことであると思います。

ことしの7月22日にここに、朝日新聞に載りました。空き家活用の家賃補助という名目が出ています。これは低所得者に向けての家賃補助、要するにリフォームだとか何かする場合に国が補助しますよという自治体の財政を軽減する施策だと思います。

それで、村のほうで現在、使用可能な空き家がどの程度あるのか、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 昨年1年間、空き家の実態調査をさせていただきました。今のところ、家主と村との間で貸してもいいよという家が10軒ほどございます。あとは、なかなか貸すまではいかない。貸してもいいよ、売ってもいいよという家が10軒ほどあります。こういったことで、差し当たり希望者には対応していきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 世の中には低所得、裕福な人ばかりではなくて、町場にも相当財政的に大変な方も大勢いらっしゃると思います。そういう人の受け入れ態勢、これも一つの手法であって、村のほうでリフォームしてそういう人に見合った、これはあくまでも空き家対策、環境保全の一つにもなると思っております。空き家ができることによって防犯上、防災上かなり問題があると思いますので、そういう空き家対策に手を挙げて、そして村のほうでリフォームをかけて、そういう情報発信というのも、これも大事な一つの施策だと思っております。

また現在、ふるさと回帰の推進とありますが、情報をどのように流して、ネットで流すと思いますけれども、そのネット上の反応というか町場の人の反応はどのようになっているのか、現在、昨年よりもことし、ことしよりも来年と、そういうふえる状況にあるのか、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ネット関係は担当者よりお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長。

○企画調整課長（鏑木重正君） 10番、宗田議員の質問にお答えいたしますが、鮫川村でも空き家バンク制度等をやっております。今ほど村長から10軒ほど貸してもいいというような空き家があるという答弁をいたしましたけれども、実際はそのままの状態では使えない、すぐ住めるような空き家というのはごく限られております。なおかつ空き家に住んでもらいたい人についてもいろいろと持ち主さんの考えがありまして、一律にどんな人に来てもらってもいいというのはなかなか少ないのが実情でありまして、一律に対応といえますか、情報を発信するのも難しい状況であります。一時、村のホームページ、インターネットに載せてPRしたこともあります。問い合わせが多少ありましたけれども、なかなかこちらがその持ち

主の方に安心して紹介できる人ばかりが来るとも限らないというのもありまして、現在は、ホームページに載せるのはちょっと今控えているというのが実情であります。

このたび空き家の実態調査やりまして、アンケートも実施しました。これをもとに具体的にどういう方法でやっていくのがいいのかというところを、これから実は検討して、協議してやっていきたいと思っております。なかなか実際に、空き家を紹介して、トラブルなくそこで住んでもらうというのはなかなか難しいといえますか、不安な部分も相当ありますので、持ち主さんについては、その辺については慎重に対応していこうと思っておりますので、どんな人来てもらってもいいというような考えではなくて、村としては村に来てもらって地域の人と協調してもらえる、村のために有益な人ということで考えておりますので、その辺の情報の出し方については慎重に今考えて、これからやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） こういう村外から村に入ってくる、そういう人に一番必要なのは情報公開なんだよね。細かく情報を提供して、膝を詰め合って行政と入ってくる人が話し合っていて、そこが足りなくなるといろいろ問題が発生するということだと思います。

あと空き家、これ、この新聞に載っている内容的には、国土交通省の担当の方の話だと、要は自治体で公営住宅、今結構つくっていますよね、その負担を、公営住宅をつくるよりはこういう空き家を利用した対策、そのほうが自治体に負担かからないでしょうという思いが入っている施策です。だから、こういう公営住宅を加味した空き家対策、リフォームもろもろ、そういうのをこれから考えていかなければならない施策ではないかと思っておりますので、これを提言しておきます。

それと、村の将来を見据えたときに、鮫川村にとって一番大事なことはどういうことかなと考えたときに、企業が実際のところ村に来ない、来ないといったら大変あれだけれども、地方にはなかなか難しい。そうすると鮫川村で一番必要なのは観光であり、教育であり、人と人のおつき合い、それを推進していくのが一番、村の未来像なのかなと思っております。

午前中にも京條議員さんのほうから質問があった自然環境保全、自然環境磨きというのは村にとって本当に大事なことであり、この自然環境を守るために今現在、村ではシルバー人材センターの方を活用して、今環境整備をやっておりますけれども、現在シルバー人材センターの高齢化に伴ってなかなか手が回らなくなっているのが現状だと思っております。それに対する村としての対応策というのは、何か試案があれば教えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村営のシルバーが高齢化になって働き口がなくなったときどうするんだという質問かと思いますが、シルバーですから次から次と歳を重ねていく人が、後継ぎができるわけですから、なかったときにはそのとき考えるとしても、今のところまだ、こういった鮫川村ですから、60歳の定年を過ぎた方等の働き場所というのはシルバーが一番かと思っています。こういったところで皆さんの働きやすい環境づくりには尽くしていきますが、こういった人を募集しながら、シルバー運営の事業の支援をしながら、見守っていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、村長からご答弁をいただきました。

現在、シルバー、私らが聞くところによると、どんどん高齢者が、できない方が抜けていって新たな方が入っていないのが現状であるということを知っております。実際のところ、農家もそういう重労働もやったことのない、興味のない方というのは相当あると思います。これからの世代の方が実際のところシルバーに入って草刈りをやるかという、これもまた相当疑問はあるのではないかと感じております。そのために、もしそういう組織、昔で言えば、前にも私質問したことはあると思いますけれども、昔は失対なんかつくって道路なんかはやっておりました。そういう環境整備の組織、そういう考えも施策の一つだと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の再質問になりますが、シルバーさんの人が亡くなった場合、その以前は村では、失対の皆さんもそうですが、建設業者に頼んでいたと思います。県道、国道の除草場、村の建設業者に頼んでおりました。今、それは議論するにはまだ早いのかと思います。シルバーさん方が希望を持って働ける、シルバーも鮫川にとってみれば有意義な事業者だよという位置づけで、皆さんで見守っていただければと思います。その後のことはその後で、鮫川には事業所は、今言ったほどの事業所は5カ所もあります。こういった皆さんに今、今からそういう準備はないでしょうけれども、差し当たりシルバーでしっかり守っていきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今現在、この環境整備が、行政のほうに耳入っているか入っていないか私はわかりませんが、手が回らない。高齢者の個人が相当要望が多くて回らな

いという話も実際のところ私は聞いております。だから、そういうものには早く対処する、これが環境保全につながる。ましてこれから農業をやる後継者がますます少なくなっていく。観光を目玉に村を売るならば、やっぱりそういうところに早く手をかけて、本当に素晴らしい村である、素晴らしい環境の村である、そういう魅力づくり、それがこういう地方の、私らは金は必要以上にかかる必要はないと思います。昔から祖先から受け継いだ環境を、これに磨きかければ本当の村創生であると思っております。これにいち早く私は手をかけるべきであると思っております。ぜひともそういう人に優しい、人の触れ合いのできる自然環境、これを大事に検討していただいて、1点目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

教育環境について教育長にお伺いいたします。

教育力、道徳力の向上には子供たちの生活環境の整備、改善が重要であります。そのためにも親の理解と協力が大変大切ではないかと考えます。

昨今行われた村民こぞって教育を考える会において、一番出席していただきたい子供たちの親が少ないように思いましたが、教育委員会として現状をどのように捉えているのか、また、子供たちの生活環境の現況と今後の対策と施策をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 10番、宗田雅之議員の2番目のご質問にお答えをいたします。

教育について関心とご理解をいただいておりますこと、大変心強く感じております。子育てや教育については議員のお考えのとおりでありまして、特に喫緊の課題として就学前の子供に関する教育、保育の統合的な人的な環境づくりが大事であると考えています。

さて、村民こぞって子供の教育を考える会の出席者数が少ないのではというおたがいでございましたが、このことにつきましては、村の子供センターや、小学校、中学校、教育委員会でも共通の悩みを持っており、その改善に取り組んでいるところであります。

小・中学校などではPTAの事業として保護者対象の学習会が行われております。また、授業参観や学級、学年懇談会などの行事を通して保護者の皆様のご理解とご協力が得られるよう、間接的には授業参観を通して今努めておるところでございます。また、定期的に発行される学校、学級だよりなどで必要な情報を保護者にお届けし、よりよい家庭環境づくりをお願いしているところであります。

教育委員会を初めとする他の教育団体では、学校などの取り組みを支援し強化を図るため、ここ二、三年間は、参加者お一人お一人が同じテーブルで自分の考えをよく説明する、一方でよく聞き取るという学習方法を取り入れています。ご存じのとおり、民主主義の基盤は対話と討論であります。そして、その対話と討論の基礎は筋道立った考え方であります。こうした双方向の学びは、今後ますます大切な学びにつながるものと思われ、学校の授業でも取り上げられていくものと思われ、これまでになかった学びをあえて先行体験としていただき、効果を得ようとしております。参加者数は例年70名から80名程度ございますが、それぞれのお立場からご出席をいただいております。広くご意見をお聞きしながら、内容、開催時期、時間等も含めてさらなる検討をしてみたいと考えています。

次に、子供たちの生活環境の現況と改善策についての考えを申し上げます。

特に子供たちに影響を与えているのは親御さんです。困難な問題を抱えておられるご家庭もあると認識しております。伝統、文化を大事に守り育てようとする、つながりを大事にする、夢や希望を語れる大人が最大の教育環境だと考えております。皆さんでよりよい価値を出し合い、ともに力を合わせることでできる人材を大切にしていきたいと考えています。

なお、今後、地域の皆さんがこれまで以上に学校に参加できるコミュニティースクール制度の導入も検討してみたいと思っています。

以上で、ご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まず、村民こぞって子供の教育を考える会であります。これはことしばかりではなくてここ何年か私は行っていますけれども、肝心な父兄の方が出てきていないのが現状ではないかと思っております。その対策というのは、ことしわからなくても前からあってもいいのかな、大変教育長さんには失礼なんでしょうけれども、そういうのも、もう前々から対策はあってもいいのかなという感じはしております。

それと、昔から親の背中を見て子供は育つという言葉がございます。鮫川村子供学習環境づくり宣言というのは、これ話題になりました。この一番先に靴ぞろえ、この間敬老会で玄葉国会議員さんが「靴のそろえ方」ということでお話ありましたけれども、このところに、おはようとか何かという挨拶が一番先に載っております。この挨拶、これ議員間でも前の議会でもお話を出していると思っておりますけれども、挨拶なんですよ。これ大変恐縮なんですけれども、教育委員会として一般のお客が来たときに挨拶なんかは、これ教育長さんの目から見たときに職員がどの程度対応しているか、もし答えられれば教えてください。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 挨拶に限ってでしょうか。

○10番（宗田雅之君） はい、それで結構です。

○教育長（奥貫 洋君） 挨拶につきましてはどこでどうということではなくて、全体的に低調であるのかなという感じはいたします。これは教育委員会とか役場とかということではなくて。ですから、まず挨拶というのは、私は同じ仲間ですよという声をかけ合う、これが挨拶だそうですね、これを今まで小学校でも中学校でも取り組んでいると。

ただ、実際に学校の反省をお聞きしますと、学校ではできる、でも家庭に帰るとどうもできていないようだということで、そこが、先ほど来、保護者の皆さんということではありますけれども、これを何とかやっぱり、決して今までやらなかったことではなくて、悩みに悩んで一生懸命やってはいるんですけれども、効果がまだ出ていない。

そこで、今お示しの環境づくり宣言を家庭にも地域にも見えるところに張っていただくというようなことで、今考えております。それを村民の皆さんがみんなで子供を育てるという意識に立てばいいのかなということを考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、やっぱり親の背中なんですよ。親の背中を見せないと、例えば船に例えれば、私はよく船に例えるんですが、船頭さんが教育委員会であって、櫓をこいでいるのが父兄であって、その真ん中に乗っているのが子供たちだと思っています。船頭さんが誘導しなかったら、櫓をこぐ人も恐らく誘導しないのではないかな、ましてそれに乗っている子供はそちらに向かないのではないかなと、そういう思いでおります。

だから、私も常々、私らも挨拶は商売上やるようになりましたけれども、なかなか挨拶というのは、人と面と向かって相手に通じる挨拶というのはなかなか難しいです。ただ、難しいけれどもそれをクリアしなかったら、私らは将来の、私は大げさかわからないけれども、子供らのこれからの教育というのはなかなか厳しいのではないかなと。子供らの立場からすれば、自分たちが、教育委員会が、親たちが挨拶しないのに私ら何で挨拶するんですか、しなければいけないんですかという、逆を返せばそういうお話になるのではないかと考えております。

だから、その辺は教育委員会としても、これは教育委員会というわけではなくて村職員としても、私も本当は課長さんにきょうは聞きたかったんですよ、各課ごとにどの程度の職員

間の挨拶と一般の人が来たときの挨拶が何%ぐらいできているのか、それも聞きたかったんですけども、それも聞いて、村長よろしいでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私の知る限り、私は職員には毎回、朝は皆さんにお返しもらっています、私も大きい声で2階まで聞こえるそうですが、おはようございますと入りますが、職員も皆さん返してよこしますよね。

ただ、それが、村民が入った場合の挨拶、職員からしているかどうか、その辺は私、村長室にいるものですから、総務課長がその辺見ておると思います。総務課長に答えさせます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 宗田議員の職員の挨拶の件でございますけれども、私は常に各職場歩いているわけではございませんので、各職場について細かく承知しているわけではございませんけれども、今総務課のほうの席に座っていて、常時、住民福祉課のほうが一番窓口になりますので、そこで職員が挨拶する声は常に聞いているように思います。ただ、ほかの職場がそうであるかという自信はないのですけれども、宗田議員さんから前から質問等と言われておりますように、職員の研修ということで職員の研修を行っているわけですが、その中の最も基本的なところについては職員個々人が研修しているものと自覚しております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 大変、なかなか挨拶するのは難しいし、ただ村民こぞって教育を考えるとというテーマであるならば、もちろん師となる親が子供に手本を見せなければならない。その親たちの教育関係でお話の一番上にいるのは、私は教育委員会だと思っております。それはなかなか一朝一夜にやれというのはなかなか難しいんだけど、やっぱり努力して、将来の村の子供たちのためですから、挨拶がどうのこうのではなくて、挨拶というのは、私もやったんですけども、人として心を通じ合うのに一番重要な方法ではないかと思っております。

親子でもそうなんだよね。お話を親子としての挨拶がなかった場合はやっぱり何となく気まずいし、ちょっと狭いところに相手と1対1になったときも何の会話もなかったら本当に気まずいのではないかと思う。それが、挨拶ができている子供だったら結構やります。私のうちも商売やっていますけれども、目の前通るときに子供らみんな私に挨拶します、私にも。

私も率先して子供には挨拶します。そういう流れというのが、これ1点目の質問にあった「賑わいのあるむらづくり」、これが本当の人材の活性化なんだよね。この人材の活性化を図らなかったならばこういう地方はなかなか難しいのではないかな、そういう思いであります。

ですから教育長さん、なかなか大変だと思いますけれども、これは親の務め、教育委員会の務めとして今後ともご指導のほど、教育長さん率先してやっていただければありがたいと思っております。それをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 今般の定例議会におきまして、次の1点についてご質問させていただきます。

村内公共トイレの整備と今後の方策についてです。

村内施設のトイレも整備計画に基づき、公民館や学校などが洋式化され、施設利用者の利便性が著しく向上しているところです。このように建物内のトイレ事情は改善されてきましたが、懸念されるのはやはり屋外の件です。平成28年3月定例会において、「きれいな村づくりにはきれいなトイレが当然必要な設備であり、通年利用できるトイレ設置は行政の責任でやってもよい」との答弁をされておりますが、通年利用できるトイレ設置についてその後の進捗ぐあいを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の質問にお答えを申し上げます。

通年利用できる公共トイレは農林課が管理しております公民館裏手の館山公園の登り口と「手・まめ・館」喫茶店に隣接している公共トイレの2カ所であります。両施設のトイレは男女兼用の洋式トイレであります。館山公園の公共トイレについては、今年度から寒さ対策の工事を行い通年利用できる施設といたしましたが、公園内であることから利用者は限定されているように思われます。

次に、「手・まめ・館」喫茶店に隣接の公共トイレは通年利用として誰もが簡単にトイレの場所を確認できるよう表示板を追加したところであります。公共トイレは、本来であれば道の駅のように、数多くの方が利用できる立派な公共トイレを建設できれば利用者にもご不便をおかけすることはありませんでしたが、建設する用地が狭いという事情があり、現在の建物の設置が限度という状況であります。

現在の村内のトイレの状況ではほかに、今年度、富田地区に体育館脇にトイレを新設しているところあります。また、西山地区ではみやぎ会の協力を得て村民体育館の脇に、戸倉地区では戸倉の集落の中心地に、さらに村の中心地、中野では村民の店「すまいる」を建設する際に、通行者に対してもトイレの利用が可能なように入り口のすぐ脇にトイレを設置していただきました。

3月の定例会に遠藤議員に答弁させていただいたとおり、きれいな村づくりにはきれいなトイレ設置を目指そうをテーマとして、できるだけ早い時期に住民の皆様と協議をしながら、新たな設置場所を含め、議員の質問は3月でありました、29年度の新年度予算に反映し、農村の景観を配慮し、かつ利便性を総合的に検討する所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、1番、遠藤議員のトイレの質問のお答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 鹿角平観光牧場の管理棟の前にはバーベキューハウスがあって、その隣にキャンプサイトがあるかと思うんですが、週末になると何組かの家族連れがあそこでキャンプをしている光景を目にしますが、あそこでキャンプをした際に使用するトイレというのは、管理棟の1階部分の角にあるトイレかと思うんですが、あそこトイレはやはり和式のトイレのようで、家族連れで来た小さなお子さんなんか、やはり今の生活事情はどうしても洋式トイレが多くなっているでしょうから、初めて使うのかどうか分かりませんが、そういったトイレに子供さんが戸惑ってしまって、それでうまくできなかつたりするというお話をその管理棟に勤めている、従事されている従業員の方から話を伺ったことがありました。

村民が通年利用できるトイレもちろん直ちに必要な案件ではあると思っておりますが、村外から来ていただいた、特に鹿角平なんていうのは一番村外の人が利用していただける観光施設なのかなというふうに思っておりますので、そういったところも含めてトイレの整備を進めていく必要があるのではないかなというふうに私は考えておりますが、そこも含めましてもう一度村長のほうにご答弁いただきます。

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤議員の再質問になりますが、鹿角平につきましては道路を挟んで道路の下側に管理棟です。下側の角に男女別のトイレがあります。あと、道路の上にもトイレ、これはトイレ専門の建物であります。これも男女別に1棟あります。たしか、やっぱり両方とも和式、今の遠藤議員の話ですと、どちらも和式のようにです。

〔「上は洋式です」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 上は洋式ですか。

それでは、管理棟の下のトイレ、道路の下のトイレに、洋式は上にありますという表示を今回させてもらいたいと思います。あと、管理棟の皆さんからはトイレの苦情はまだ来ていなかったんですよ、この辺も確認しながら、和式を洋式化はそれほどお金は必要ではないと思います。こういったところで対応させていただきたいと思います。それで答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 細かいところまで全て行き届かせるというのはなかなかもちろん大変なことではあると思いますが、そういった小さな声というかそういったものにもなるべく応えていけるようにしていきたいというのは、我々議員も役場に従事されている職員の方も気持ちは同じでしょうから、そういった村づくりをともに目指していきたいということを再確認しまして、今般の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 2番、堀川照夫君。

〔2番 堀川照夫君 登壇〕

○2番（堀川照夫君） 今般の9月の定例会におきまして、1点の質問をさせていただきます。
世々麦線の整備について。

村道関口世々麦線は、国道289号線から村道関下・関口線、鹿角平観光牧場を經由し、国道349号線に結ぶ1級村道であります。この路線は鹿角平観光牧場への観光客はもとより、地域住民の重要な生活路線です。さらに近年は、工事車両や林業関係の大型車両が頻繁に通過し、車両通過の交差時にも大きな支障を来しています。これらの現状を踏まえて、路線の拡幅や待機場を増設し、車両通行の安全を確保するべきと考えるが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川議員の質問にお答えを申し上げます。

村道関口世々麦線は延長約4キロメートル、幅員が4メートルの1級村道であります。鹿角平観光牧場を経由し渡瀬地区と青生野地区を結ぶ、誘客の面でも生活の面においても重要な路線であることは認識しているところであります。近年、この路線を工事車両や大型車両が頻繁に通過して交差時に支障を来しているとの指摘であります。

村では村道の路面正常調査、これは舗装の傷みぐあいや路面の陥没度合いなどを調査するものでありますが、5年に1度程度のペースで調査を行っております。最近では平成25年に調査を実施し、傷みが激しかった路線について国庫補助を受けて舗装の補修工事を行ってまいりました。この調査を来年度、平成29年度も実施したいと考えております。この調査路線に村道関口世々麦線を組み入れて路面の調査を行い、傷みの程度が激しいと診断され、国庫補助事業として採択されれば、舗装補修事業が行われることとなります。この舗装補修事業に合わせて側溝部を舗装面まで上げ、かつ落ちぶた式の側溝にし、路肩部だったところまで舗装を広げれば、現在の幅員よりは1メートル程度広くすることが可能となります。この方法が今考えられる最も有効ではないかと思っております。

ただ、事業実施につきましては、国庫補助事業として採択されるかどうかの問題であります。もちろん29年度に採択されなくても29年度に再度申請はいたします。この事業の実施時期につきましては、国道289号渡瀬バイパス2工区の迂回路としての通行の確保の関係もあります。この辺を強調しながら前向きに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、2番、堀川議員の質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 今の質問の答弁を伺いましたが、来年度にできるという調査が入ってくることは、一番がやっぱり石塚寛さんのところから頂上にかけての間で交差してしまうと、やっぱり女性の方の場合もバックも何もできなくなったり、非常に皆さんが側溝さ落としたりして、大変不便になっております。今話を聞いたところ、側溝を上げてふたをするということになれば、今度は大分頻繁によくなると思っておりますので、この点を十分に施工されますことをお願いいたしまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番（関根英也君） 早速ではありますが、質問に入らせていただきます。

本村の伝統的肉用牛繁殖産業の先端技術による再構築と、公設民営による畜産事業の振興と、農地再生策についてお伺いいたします。

本村の農業は担い手の高齢化、若者の後継者不足が深刻な状況にあります。農業生産額が年々減少し、先祖伝来の農地の耕作放棄、特に水田の耕作放棄地の常態化が今後ますます増加する傾向にある中、農地の荒廃に歯どめをかけることは、今すぐ対応しなければ後世に向けて取り返しのつかない最重要かつ最も緊急の課題であると認識しております。そのような中、国では平成28年度の農林水産予算の重点事項を示しており、新規の畜産対策事業への提案も明示がなされております。

このような状況を打開するためには、行政の積極的な取り組みにより、最先端技術を活用した公設民営の300頭規模の肉用牛繁殖施設を村内に二、三カ所つくり、それぞれ30ヘクタール程度の水田活用によるホールクroppサイレージを利用して地域の特色ある畜産振興を図り、本来の経済効果を高め、雇用を創出し、農地を再生、活用するのが最も現実で効果的な施策と考えられます。

本村の農業算出額の8割を占める畜産業は基幹産業であり、中でも肉用牛繁殖は、戦前の軍馬に始まり、農耕牛、肉用牛への歴史を踏まえた特色のある産業であり、現在でも村民の生活には家畜飼養のDNAが受け継がれていると思います。

行政としての施策をお伺いいたします。また、村の存続のためにも、村の森林や資産を活用した将来を見据えた村の産業のあり方や村民の暮らしの未来像を示すべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根英也議員の質問にお答えを申し上げます。

国の農林水産振興の対策の予算は、土地改良関連事業と畜産関連事業に重点的に多額の予

算が配分されております。これによって、畜産関連施設の整備助成などにより畜産経営に容易に参入できる環境が整いつつあります。

本村では、かつて農業地区開発公団が事業主体となり、昭和50年度から5カ年間、本村と埴町名倉地区の畜産農家171戸が参加して畜産基地を建設するため、阿武隈南部区域広域農業改善事業に取り組みました。先ほど京条議員に説明した事業であります。この事業は放牧地を中心として農業地造成が6割を占め、そのほかに飼料畑や採草地の造成、畜舎、農機具、家畜導入など、当時のお金で35億円だそうです。35億円を超す巨額の事業費を投じて自給飼料を活用した低コストの畜産経営を鮫川村は目指したということでもあります。

しかし、事業が終了した後に、ちょうど繁殖和牛の低価格の時代が続いたんですね、それも昭和55年からですね。本当に事業が始まった途端、開始された途端に繁殖和牛価格の低迷などで畜産経営に対する環境が大変厳しくなり、経営が立ち行かなくなった農家も少なくありませんでした。このような行政からの働きかけによる大規模な畜産経営推進の事例もあることも鮫川村は事実であります。これがよかったのか悪かったのかは関根議員が判断していただきたいと思います。

一方、ここ数年、和牛子牛の価格が高騰し、ことし8月の取引は1頭で平均80万円を超えているそうであります。過去最高値を更新し100万円を超える牛も珍しくなく、肉用牛経営を始める環境は良好かと思われまます。議員提案の300頭の大規模肉用牛繁殖施設を行政が村内に数カ所建設し、希望農家に貸し出すことは雇用創出、水田の有効利用、荒廃農地の活用の面など、経済的な効果や農村景観もよくすることが期待できると思います。また、このような大規模経営は人手に頼らない分娩監視システム、あるいは発情監視システム、自動給餌システム、保育ロボットなど、補助金を活用しても莫大な設備投資が必要になりますが、最先端技術を活用するため、低コストの経営が期待できることも考えられます。

ただ、違うんですね。やはり牛を愛する人なんですね。もう機械化では成功した例がないそうです。やっぱり人と牛との関係、牛を大事に思ってくれる、牛を我が身と思うようなそういう優しさがなければ、何ぼ機械化しても決して成功はないそうです。

最近では、近隣の埴町において某会社がJ A東西しらかわの出資を受け、さらに国の助成を受けながら肉用繁殖牛100頭の大規模モデル農場を建設し、運営していく事例が出てきています。このような事例を初めとして今後も県内外の成功事例を参考にしながら、本村の特性に応じた施設及び規模などについては多角的な視点で研究を重ねていく所存であります。

さらに、畜産における資源及び資産の有効活用については、本村の特色である稲のホール

クロープサイレージの地域内活用と原発事故で利用できなくなった草地や放牧場を再生、活用することが重要であります。特に今後利用しない放牧地の荒廃が予想されるため、希望する農家を対象に国・県の補助金を活用して草地の再生に取り組み、資源循環型の農業を推進する考えであります。

また、将来を見据えた産業と暮らしの未来像については、鮫川産業おこしプロジェクトで示された地域資源を活用した循環型農業の仕組みづくりを構築するために、本村の基幹産業である畜産を生かし、稲作、施設園芸、6次化など、本村における農業の活性化を図るべきさまざまな課題を解決していく所存であります。

とても素晴らしいアイデアだと思います。ただ、参加する人がいるかどうかです。人間より牛を大事にして思ってくれる人、ぜひそういったグループを組織し、鮫川の農業の活性化につなげていただきたいと思います。私は今が一番のチャンスだと思っております。ただ、国の制度資金は浜通りばかり見えています。こういった中山間地も浜通り以上に、皆さん大変低迷しております。本当に放っておくと地方はなくなってしまいます。今がチャンスだと思います。ぜひ、そういった仲間を広げていただきたいと思います。

以上で答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 答弁ありがとうございました。

村長も阿武隈関係開発、その結果とかいろいろ随分ご承知のことと思います。

でも、現代は飼養管理技術も全て昔と違います。放牧の時代は終わりました、やはり集約的な管理をする。やはり300頭という正職員が5人、パート5人ぐらいかなと思っておりますけれども、それでも最先端技術に全て任せるわけではなくて、十分家畜の好きな人がそういう仕事につくわけですので、まだまだ可能性としては十分あると思います。

そういう中で、私が提案している事業につきましてまずご理解を深めていただくために、まず第1点であります、畜産が果たしている役割、機能につきまして、その公益性、多面的な機能、役割についての見解を伺いたいと思います。

私は、経済的に見ましても、今や畜産は本村の農業生産部門では米を抜いてトップの座にあると思います。地域経済の牽引役も担っていると思います。稲作との関連で見ましても、本村の標高の高い地域を中心に飼料米、WC S、牧草等への利用がふえており、今や畜産をなくして水田農業が成り立たなくなっているのが現状だと思います。

畑地利用を見ましても、畜産の飼育農家がある集落ではデントコーンやその他の飼料作物

の栽培に有効に利用されています。畜産がなければ耕作放棄地が増加の一途をたどることは論をまたないと思っております。また、阿武隈開発事業などにより開発された牧草地も有効に活用され、景観の保全や自然災害防止等の多面的機能を担っていると思います。本村がバイオマスヴィレッジ構想で掲げている有機の里づくり事業の面でも、重要な役割を担っているものと思っております。畜産が果たしている以上のような広域的、多面的機能について村長はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど議員が話されましたとおり、畜産の持つ、畜産農家の持つ役割は鮫川では重要な産業の一つであります。

かつては、かつてはと言っても今から20年ほど前です、昭和60年、40年、50年、60年、この昭和の時代は農業、米づくりが鮫川の基幹産業で6億円ほどの販売金額がございました。もちろん面積も600ヘクタールほど水田面積がありましたが、今はそれが、栽培されている水田面積は370ヘクタールです。370ヘクタールのうち120ヘクタールが牛のホールクロップサイレージとか飼料作物です。実際に米をつくっているのは250ヘクタールばかりです。ですから、もう完全に逆転しました。畜産農家の売り上げが恐らく8億円を超えるのではないかと思います。水稲は2億円です。ですから、今の産業を見ましても、稲作の倍以上、もう4倍から畜産農家の役割は、そして循環型農業、鮫川の景観を守っているのも畜産農家の働きです。

こういったことで、村はいろいろ畜産農家には支援はしております。議員の皆さんの理解をいただいて、乾燥飼料の供給も県内では鮫川村だけであります、始まったのは。この後もこういった、堀川議員が言われました肉用牛の品質改良にも支援をしておりますし、これから先も恐らくいろいろな支援を、そして畜産農家の果たしている、今ほど議員が話されました多面的機能、広域的機能、私はこの農村景観が維持されているのは畜産農家の役割が大きいと思います。

ただ、今までですと1頭、2頭の畜産農家がいたんですね。ですから、道路、県道、村道ののり面の草は全部、その畜産農家のお世話になり処分していたんですけども、もちろん今、放射能の関係で与えることができません。ただ、放射能が下がれば、敷材としては利用できるんですね。この辺も考えて、この草刈りに対して何か、ある議員から、村長、補助はないのかという話もありました。この辺も新年度の、もちろん28年度は予算が終わりますから、29年度の新しい事業の中でもこういった畜産農家への支援、あるいは道路、村道の草を

刈って、利用できないがために草を刈って捨てている、こういった人たちの支援はどうするんだ、これは畜産農家の敷材としては使えないのか、そういった思いもあります。いろいろ、あとは多面的のといえますと、鮫川の有機の里づくりには原料を供給していただいております。こういった決して粗末にする考えはありません。どうぞ畜産農家の今の元気を鮫川の振興につなげていただきたい。それにはもっと仲間をふやしていただきたい。

ですから、1人、2人ではこれから資本、資金を投入するのも容易ではないと思います。国の事業も取り入れることは容易ではないと思います。グループになれば、もちろん何人かのグループになればできると思います。こういったところで、ぜひ仲間を集めてこの畜産に大きなウェートを占めた今以上の鮫川の振興を、畜産農家の頑張りをあらわしていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 今、村長から畜産を元気にしてほしいというような、そういう答弁もありまして、私は畜産を元気にするだけではなく、私の提案は鮫川村を元気にしたい、そういう思いで今質問をしているわけでございます。

平成26年7月に農林水産統計での肉用牛飼育頭数と飼養戸数が発表になりまして、5年間で肉用牛の農家が全国で1万6,900戸減少しております。飼養頭数で20万8,000頭の肉用牛の減少になっております。25年と26年の1年間の比較におきましても、農家数で3,800戸、飼育頭数で5万3,000頭も減少して、減少幅が年々増加の一途をたどっているのが現状であります。そういう中で、国も県も本当に危機感を持ち、今まであった支援対策事業のほかに、TPP対策や災害復興対策事業として肉用牛飼育関連の助成、支援事業を大きく拡充してきている状況にあります。

本村の強みを生かせる畜産業の振興は、今が絶好のチャンスが到来しているものと思っております。将来に向けての本村の農業振興と経済的効果を高めるため、また若者の安定した雇用創出のため、提案した事業にぜひとも取り組んでいただくことを強く要望するものであります。そのためにも、連携協定を締結している東京農大などの協力をいただいて、事業導入に向けての調査検討委員会を立ち上げるべきだと考えますが、村長の考えを再度伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの締めで産学官の連携で鮫川の畜産の振興、農業振興というお話でしたが、すばらしいお話か思います。

ただ1番は、先ほど申し上げましたように、村主導ではなくて、ぜひ生産者が四、五人集まって、ぜひ村長、村の支援をお願いしたい、村がお膳立てするのではなくて、どうぞではなくて、公設民営ではなくて、民間の力をまず出してもらいたい。民の力を出してそこに皆さんで支援していきたいな、そういう思いでありますので、ぜひ畜産農家の集まりを希望するところであります。いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） どうしても公設民営はなかなか大変だというお話ですが、ここで新聞の切り抜き、ちょっと書いてあったんで。「閣僚に聞く」、地方創生担当相、山本幸三氏の話でございます。その中に、「地方創生は地方の平均所得を上げることと定義したい。有効に使われていない無駄な資源をなくし、空き地や耕作放棄地をなくし、収益が上がる形態にする。自治体は危機感を持って全力を掲げて取り組んでほしい。地方創生の交付金も含め、本当にやる気のあるところのプロジェクトを選択し、集中して支援していく」とあります。村でも、今後の村の農業維持のためにも危機感を持って対応していただくことをお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 早いもので、今年度も28年度、今回の定例会が終わると同時に上半期が終わろうというような段階に来ております。

最終8番目でもって、2点に関して一般質問させていただきたいと思っております。

1点目、急を要する飲料水の確保について。

平成28年1月以来、降雨、降雪とも少なく、異常渇水により生活飲料水が枯渇し、村内各所で村民の方が困窮しております。特に本村上流にある青生野、東石地区は震災の影響で年々水源の低下、さらなる異常気象で、昔からの自家用井戸水、引き水による水道が枯渇し、地下水を求め掘削等の事業を各自進めておりますが、生活水の確保は保障されない状況にあり、両地区の住民からも公共水道事業の早急な実施と従来からの自家用水道施設整備事業補助金の増額支援を求められております。

村民の存命にかかわる大事な問題、率先して取り組む必要があると思っております。以前から一

般質問で申し上げてきた「村水道を村内一円網羅すべき」について、現在進めております鍬木田配水池整備が優先で、平成30年以降ではないとできないと村長は答弁されておりますが、これは予算上の問題であり、国・県の補助が期待できずとも村民の生命、生活が第一優先であり、備蓄基金を取り崩してでも事業を着手すべきと思うが、村長の姿勢についてお尋ねをいたします。

先ほど同僚議員からも生活自家水道、それから井戸水についての質問等がありまして、これに答弁をされておりますので、重複する部分についての答弁は割愛しても結構であります。

ただ、私は視点として、村内一円の水道網羅について、先ほど村長が答弁されておりますが、緊急を要する事情、急務とすべき案件に対しましては、新年度予算編成の際にこれは検討し予算編成に取り上げるような含みを持った答弁がありましたので、これは村民の生活にぜひとも欠かせない問題であります重要課題でございますので、その点も考慮され答弁をお願いしたいと思います。あわせて次の6点について、当然事前通告してありますので、資料等も用意されておりますので、答弁をお願いしたいと思います。

1、村内家庭の生活用水不足の把握及び行政支援を求める家庭の状況、これについても答弁されておりますので、割愛しても結構であります。

2、村内各区の公共用水の普及率と自家用水自給率の状況。

3、自家用水道整備事業への補助率、内容と活用状況。

4、前記事業補助金の増額及び二度目の事業申請への助成支援策。

5、未整理地区の村水道整備事業計画作成の有無。先ほど20年から30年までの振興計画の中でもって進めておるといようなことでございますが、それ以降の、これは第四期振興計画等にもあると思いますが、それらの計画、内容等が示されておれば、用意されておれば、それをお示し願いたいと思います。

6、県南地区の市町村水道の普及率について答弁を求めるものであります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、基金を取り崩してでも村水道を村内一円に網羅するその原因のお伺いですが、現在事業を行っております鍬木田配水池の更新事業が完了した後に西部地区の給水区域の拡

張をしておりますことについては、8番、関根政雄議員の質問にお答えをしたとおりであります。この西部地区の拡張事業が完了するには三、四年かかると思います。

まず、配水池の事業であります。これは議員もご承知であると思います。ああいった配水池の寿命というのはおおよそ25年と言われているんですね、25年。この村の鋤木田の配水池は昭和46年に施工されている配水池です。ですから、23年の震災に崩れなかったのが不思議なくらいな配水池なんです。何回か私は行っていました。今現在ですと、45年経過ということであります。大変申しわけない話なんです。あの配水池が壊れますと、今、村の鮫川水域では1,000戸近い皆さんが利用しております。ですから、20%を超える利用者がいるわけで、この配水池の更新が一番の今の課題かなという思いで、予算は1億8,800万円です。ですから、2億円近い金をつぎ込んで3年間で、ですから29年、来年度には完成ということで取り組んでまいった事業であります。

終わった後には、前から皆さんと協議しました草牛、寅卯平の地区が34年までかかると考えております。この西部地区の拡張事業を完了した後に、水道の未普及地域の整備に入っていくことを考えております。

この未普及地域の解消計画に該当する地域は10区域あります。これらの地域に水道が未普及であったのは、既設水道施設の接続が困難であったためだろうと思いますが、そのことを考えれば、かなりの事業費になることは容易に想像がつくわけでありまして、10地区それぞれの事業費について積算はしておりませんが、1地区当たり1億円はかかると考えております。10地区ですから10億円以上の事業費がかかることとなります。これを全て村の自己財源で賄うことは現実問題としては無理なことであろうと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

次に、村内家庭の生活用水不足の把握及び行政支援を求める家庭の状況についてであります。

生活用水不足については、村に連絡、問い合わせ件数がこの夏では18件18世帯であります。このうち5件5世帯につきましては、当面使用する分の水について村の給水タンクで給水するなどの応急対策をとったのでありますが、そのうち1件1世帯からは自家用水道施設整備事業補助金の申請が提出されましたので、補助金の申請をされたのは14件14世帯となっております。また、給水の対応をした1件1世帯は、その後村の簡水に接続する工事を行っております。ほか3件3世帯につきましては、村に対して連絡がないので、恐らく自己水源が、水位が回復したのではないかと考えられます。

次に、村内各区の公共水の普及率と自家用水の自給率の状況についてであります。分母となる人口は平成28年4月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口で算出しますと、赤坂西野区人口654人に対しまして給水人口が323人、普及率が49.4%、西山が人口617人に対しまして給水人口が299名、普及率が48.5%、中野区が人口698人に対しまして給水人口が517人、普及率が74.1%、赤坂東野、石井草区が人口726人に対しまして給水人口が126人、普及率が17.4%、富田区が人口276人に対しまして給水人口が102人、普及率37%、渡瀬区が人口500人に対し給水人口333人ですから66.6%、青生野地区が人口254人に対しまして給水人口が30人ですから11.8%、村全体で人口3,725人に対しまして給水人口が1,730人です、普及率が46.4%となっています。

次に、自家用水道事業への補助率と活用状況についてであります。8番、関根議員の一般質問にお答えしたとおりであります。平成25年からの合計で、30件34世帯の申請に対する補助金合計は649万円となっております。

次に、前記事業補助金の増額及び二度目の事業申請の助成支援策であります。補助金の増額については8番、関根議員の一般質問にお答えしたとおり、29年度の予算編成において検討してまいりたいと思います。二度目の事業費の申請助成であります。補助金の交付要項では回数の制限は規制しておりません。ですが、常識に訴えていきたいと思っております。

次に、未整備地区の村水道整備事業計画の作成であります。8番、関根議員の一般質問にお答えしたとおりであります。平成32年まで計画期間として総合簡水整備計画書を平成20年度に策定しております。

次に、県南地区の市町村水道の普及率と本村の普及率、進捗率であります。福島県のまとめです。

平成27年3月31日現在の福島県の水道によりますと、白河市が普及率96.8%、西郷村が98.7%、泉崎村が84.1%、中島村が94.5%、矢吹町が93.3%、棚倉町が87.4%、矢祭町が87.6%、塙町が79.1%、鮫川村が51.1%となっております。

県が作成したこの資料では、行政区域内の現在人口は国勢調査をもとに算出した数値を用いておりますので、鮫川は分母が小さくなっております。村が算出に使っている住民基本台帳の数字と異なっておりますので、先ほど申し上げましたように、鮫川村の普及率は46.4%、数値に開きがあります。他市町村と比較するには同じ尺度でないと比較できませんので、ご了承いただきたいと思っております。よそは、これは国勢調査の数値でありますから、鮫川は51.1%ということになっております。

以上で、前田議員の質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長がとにかく財源が容易ではないというような答弁で、なかなか前倒しでもって予算編成をすることは難しいような答弁でございますが、現在、先ほどちょっと村長も基金取り崩しというような、そういう要望というようなことでございますが、今、財政調整基金、恐らく27年度の決算書ですか、5億幾らの財政調整基金があると思うんですけれども、幾らありますか、今実際のはっきりした。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今のところ、財政調整基金としては8億8,000万円ほどございます。

○9番（前田武久君） 私は、村長も十分承知のことだと思うんですよ、この生活用水。これは昔からすると生活様式がまるっきり変わってしまっている。

それで、23年のアンケート調査とか、それ以前、各地区の要望を取りまとめた結果は、先ほど、実際十何%、東石は17%、青生野は11%の地区なんかは山合いで、かなり大きい山合いの沢の地下水を利用し、十分以前の生活様式では間に合ったというような状態でありましたが、急速に生活様式が変わり、トイレ、それから洗濯、それから台所に使う水量が年々多くなってきておる。

そしてまた、その沢水も以前の、5年半前の地震によりまして、私は、当然地下水などはどんな高いところでも毛細管現象でもって水が上がるというようなことで、水源が低下するなどということは全然考えてもおりませんでした。ところが、あの地震後、水源がどんどん毎年下がっていると。それで、ボーリングをおろした家庭でも、それから井戸水も、掘れば掘るほど毎年地下水が下がって行って水が出なくなっている状況。それで同じ家庭でも3回も4回も掘り直している。それから、恐らくボーリングの場合にはメートル2万円ぐらいの経費がかかるということで、30メートル掘れば60万円の、そのほかの附属設備でもって、約100万円ぐらいはかかるというような状況。

これも今言ったように、全然これは先行き保障されない状態。それで前の8番議員も申されましたように、やはり村内各家庭の、同じ税金を納入されている村民に対しては、ある程度公平な行政体制が必要であろうというようなことも話されたようではありますが、私もそのとおりだと思います。

それで、先ほど事実を示されたように、西部地区、今回、30年以降は4年かけて西部地区の拡張整備をされるというようなお話でありますね。それはいいとしても、やはり今生活に

困っている、命にかかわる生活用水が不足しておる、そういう緊急事態の箇所になぜ計画的に整備を図ることができないのか、その辺、村長、答弁。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、議員もご承知かと思いますが、鮫川の水道、簡水の普及はこれでやめようという相談をした、過去にもありました。これは23年以前です。それで、補助も1軒にはだめだと、3軒4軒集まった、そういったところで水源を見つけてもらった地域、グループに対して補助金を出そうという決めだったんですね。これは、村が決して豊かでない村でそれぞれ一軒一軒補助を出してはということに容易ではないということですが、23年の震災で変わりました。1軒でも出そうということに皆さんの了解をいただきまして出し始めました。それからなんですね、これからも1軒でもグループでも支援して、もちろん20万円という限度を決めて支援していますが、これはやむを得ないことかなと思っております。

それで、今ほどメートル2万円かかって50メートル掘ると100万円かかってしまう、それが20万円。20メートルで水も出る農家もあれば、100メートル掘らなければ出ない農家もいる、それも20万円がいいのかという、そういった思いもあります。その辺は29年度の予算編成で皆さん方と相談しながら、補助は見直さなくてはならないのかなという思いであります。

ただ、前田議員が話されている、これだけ命の水が、命が脅かされているような中で補助金を待っていて整備する、とんでもないという、基金を使って整備すべきだというお話ですが、私は補助の、待っていれば補助がつく事業に対してはいつまでも待っている、こういった村の、せっかく皆さんで万が一のために備蓄をしたこの財政調整基金はこういったときに使うお金ではないと思います。この辺、理解していただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長の答弁、ちょっと理解できないんだよね。

先ほど8億円の基金があると言ったね。それ、基金というのは何のため使うのか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、補助の出ない事業がたくさんあります。例えば、そうですね、今度の救済している自家用水道、こういった救済事業に対しては全然補助金はありません。こういった事業に対しての基金だと思っていただければと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今言っているのは自家用水道ね。これ井戸水の補助、助成というのは、

これ間に合わせなんだよね。さっきから言っているように、これ将来性を保障されないんだよ、今やっている水道の各家庭に補助金出して、各家庭が必死になって井戸水を求めていると、水を求めているという事業は将来、全く保障されないもの。まして、こういう山間部で、高地で上流にある地域、川もない、ダムもできない、これは全然もう、水の確保というのは、供給は難しくなるようなことは予想されるんですよ。

それで、先ほどその基金は国・県の補助を受けられないときに使うために、ちょっと話が つじつま合わないのではないの、答弁がちょっと。何で備蓄された財政調整基金をそういう 村民のための予算につぎ込むことができないのか、予算編成ができないのか、その辺ちょっと。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 水道事業というのは長期のビジョンでもって施設を整備している事業であります。先ほど申し上げましたように、27年からは配水池の整備で3年間、29年に終わりますと、29年からは草牛地区の施設整備で3年間、33年までかかります。33年以降は施設の整備していない、そういった未整備地区の簡水の施設整備にいききたいと、これは皆さんで協議して決めた村の水道の施設計画でありますので、この辺、理解をしていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今言った計画的な事業に対しては我々も承知しております。

ただ、私が言っているのは、今、村の配水池から供給されている水道は、例えば東野地区の場合には広畑までは通っているんですよ、広畑から内ヶ竜、それから遠ヶ竜、それから東全域まで、これは接続可能な地域なんですよ。それで、東の場合は水道管が、本管が通っているにもかかわらず17%の普及率、過去に要望していなかったからね。そういう地区は我が好きだから、そういうところには引いてやらない、そういう考えではないと思うんですが、そういうことも考えられるわけだね。今、事業計画に基づいて、困窮しているものは、ほったらかしてもその事業計画どおりに進めなければならない、そんなことは我々議員だって、これは見直しを図ればだめだとは言いませんよ。

今回、私、村内夏のお盆の期間ですけれども、各地区を周遊した、周遊といたらおかし いんですけれども、お邪魔した結果、寄り合いの方々から強い要望を受けたわけですよ、ぜひ村の水道を延伸してくださいと。どうも村長が34年以降しかそれはできないと言うのが、ちょっと理解できないんだよね、納得できない。

○議長（星 一彌君） 村長

○村長（大樂勝弘君） まず、村の水道の未普及地域の解消事業を計画どおりにやらせていただきますので、またどうしても急に困った事業が必要であれば、また再度皆さんで協議していただきたいと思いますが、まず基本的には、皆さんもご理解していただきたいのは、補助金のない水道事業の普及は全くやる気ありませんから、その辺は気をつけてご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長には、生活用水の確保、村民の命を守るというような姿勢に欠けているというふうに私は思います。これは今後、議会活動の中でも、次年度の予算編成に向けて我々議員とも検討して村のほうに直談判したいというふうに考えております。

1点目についてはこれで終わります、次の2点目の村道の維持管理についてを質問したいと思います。

村道唐露・葉貫線の沿線管理が不十分であり、交通に支障を来している。舗装工事の陳情等も採択されているが、事業着手の見通しについてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の2つ目の質問であります。

村道唐露・葉貫線は大字赤坂東野の唐露地内の国有林を起点とし、同じく赤坂東野字葉貫を結ぶ総延長3,370メートル、幅員は3.5メートルの村道であります。当該路線はそのほとんどが国有林の中にあり、棚倉森林管理署が管理している唐露林道と併用協定を結んでいる村道でもあります。管理が不十分であるのご指摘ですが、唐露側の起点付近から最後の民家付近までの草刈りは地域の住民の方々が自主的に作業に当たっていただいているようであります。そこから終点の葉貫地区までは村が直営で草刈りを行っております。また、森林管理署におきましても路面の洗掘工事のための方策をとっております。村でも豪雨の後などはパトロールを実施し、路面の洗掘などがあれば補修作業も行っておりますが、すぐには対応できない場合もあることはご理解をお願いしなければならないことと思っております。

今後の舗装工事の着手の見通しについての質問ですが、現在、舗装工事が済んでいる延長は約1,580メートルで、唐露側の起点、県管理の主要地方道、勿来浅川線と接続する部分から最後の民家付近までであります。自主財源が少なく、財政的に決して裕福ではない本村におきましては、国や県の補助に頼らなければなりません。補助事業が採択されませんと、村

が単独で実施するかどうかの検討が必要になるわけですが、残り1,800メートルです。現在の勾配が急な箇所にそのまま舗装をしたのでは、かえって安全な通行に支障が出ることが予想されますので、現状、現道舗装は現実的ではありません。急勾配を避けるために法線を変えることにより、新たな国有地の貸し付け申請の測量が必要となります。また、道路本体も路盤からつくることになりますし、山を削る工程も出てくるかと思いますので、最低でも2億円程度の工事費が見込まれます。これらのことから、国・県の補助がつかなければ村単独での舗装工事の実施は困難と考えております。早目に国・県に申請をし改修と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 唐露線については、以前から地域住民、我々等も要望してまいっているところであります。森林管理署との併用道路というか、現在、多分あの地区でもって森林管理署が伐採事業を進めておられると思うんですが、現状を把握されておるかどうか。それとまた、草刈りは年に何回ぐらいやっておられるか。そんなにはひどい状況ではないというふうに思いますが、まず平常、生活道路として使用する分には何か陰気臭い、雑木が生い茂って道路を狭くしているような状況にあるというふうに感じております。その把握状況です。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の道路の把握状況ですが、私もあそこを8月14日に通ってきました。これはそういった住民からの要望があったために、確認のために通らせていただきました。大変管理状況が悪いと考えて通行させていただきました。村では年2回の管理であります、ああいった狭い道路は年2回では不都合かなという思いで今考えておりますので、来年度の事業実施に当たり、この辺も見直していかなければならない事項かと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 森林管理署で今工事を進めている伐採事業ですが、葉貫側の入り口に、そこに関係者以外の立ち入り制限というような看板が道路の沿線に立てかかっています、大きく掲げられておりますね。それで、ああいう看板をかけた場合には、一般の人は、これは通行できないというふうに感じ取られるわけですが、あれは村のほうにそういうふうなお話が来ているのかどうか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 道路の管理については、担当者よりお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（渡邊 敬君） 今、ご質問の、葉貫側に通行規制の表示板が出ているということでありまして、私、8月末にそこを通ったときにはそういった看板は目にしておりませんでした。ですから、それ以降つけたのかと思いますけれども、その設置につきまして、村に対してこういった看板を設置するよというようなお話は聞いておりません。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 実は、私きのう、あそこを通ったんです。通って現状を一応見てきたんですけれども、とにかく間違いなく立っております。それで、多分私が考えるところには、それから二、三十メートル行った両側、その杉山に入る作業道が設置されて重機も入っております。恐らく、その入り口あたりにつけるものをまとめて葉貫からちょっと、あそこに住居がありますね、唐露に入っていくところ。

〔「田中さん、田中和幸さん」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 田中さんから10メートルぐらい上がった頂上付近にその看板が設置されています。それで、それ以外の看板もあります、森林管理署の看板が。そういったものが並べてありますので、私、あれこれは、ここから行ってはいけないのかなというふうに感じたわけですが、ああいうふうな看板を設置されると一般公共道路というふうには感じられないような状態で、恐らく通行する人もちゅうちょすると思うので、これは早急に把握していただきたいと考えております。

それと今、多分1,800メートル、あの距離でもって勾配、恐らく10%以上になっているかな、あの道路はね。だから、今道路の、今度事業着手する場合には9%以下にするのが、最高勾配が9.9%以下というような法線にしなければならないというふうになると、今、村長が言われたように、法線の変更、それから迂回道路というようなことが感じられるわけです。そういった場合でも、やはり戸草から唐露、それから古殿、鮫川に通じる道路として設置されたのを運用されておる道路でありますので、生活道路でありますので、これは今、村長が言われたように、これから早急に計画を立てて道路改良の事業着手を図られるよう希望するものであります。

それと、2回の沿線の草刈り作業であります。これは失対ではなくてシルバーか何かに委託されたものですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村道でありますから、シルバーに委託の事業です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それと、路面はたしか、先ほど村長が言われたように、森林管理署でグレーダーかなんかで砂利を削る、やっていると思うんですね。それで、要所要所、水が下まで流れないようなゴムの流れどめですか、土砂流出防止のような対策とられております。そういったところの管理は、私はよい状況だなと見ておりましたが、やはり草が、長いもので道路の真ん中までつるが伸びているような状況もありますので、これもやっぱり地域住民から夏の期間に私言われたものですから、これは何とかしてやらなければならないなという考えでもって一般質問したわけですが、本当にこれは村長も知っているとおりに、昔から地域の住民から要望された道路でありますので、これもいち早く予算、一番上の陳情書をめくり上げて事業化進めてくれるように期待をするものであります。

以上でもって、一般質問2点について終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで15時30分まで休憩をいたします。

（午後 3時22分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第4号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

本村の財政指標はいずれも健全化基準値を下回っており、資金運用面では問題なく健全なる経営をされている内容であります。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いいたします。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） 議案書の2ページと3ページでございますが、議案書の2ページの平成27年度健全化判断比率審査意見書と3ページの平成27年度資金不足比率審査意見書についてご説明を申し上げます。

最初に、2ページの平成27年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

まず、(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成にされているものと認められました。

図表の①、②、④につきましてはハイフンが記載されております。①の実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄はいずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンであらわしております。④の将来負担比率につきましても、比率が算定されないためハイフンであらわしております。

③の実質公債費比率は5%と算出され、年々減少しております。平成26年度との比較では、0.3ポイント低くなり、早期健全化基準25%を大きく下回り、健全化財政であることを示しているということでもあります。

(2)の個別意見は上の図表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの平成27年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。対象となる特別会計は簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査の結果であります、(1)の総合意見といたしましては、審査に付されました公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成にされているものと認められました。

(2)の個別意見であります、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計のいずれの会計も黒字決算でありますので、経営健全化基準の20%を下回ることになり、図表ではハイフンであらわしております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率とも、県の審査を受け適正である保証をいただいているという総務課長からの報告を受けておりますので、申し添えておきます。

以上、報告といたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終わります。

◎議案第68号～議案第72号の上程、説明

○議長(星 一彌君) 日程第5、議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてから日程第9、議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第68号から議案第72号までの5議案につきまして提案

理由のご説明を申し上げます。

初めに議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書4ページ、5ページをお開きください。

この条例は、地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域における地方税法第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について必要な事項を定めるものであります。

これは地域に安定した良質な雇用を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置づけ、当該事業に関する計画について県知事の認定を受けたものに対し、課税の特例の優遇措置を講ずるものであります。

次に、議案第69号 鮫川村教育委員会委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は6ページをごらんください。

本案は、昨年一部改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき、教育長のほかに教育委員会の委員の定数を3人に定めるものであります。

続きまして、議案第70号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は7ページです。

本案は、ふくしま産業復興投資促進特区における復興産業集積区域内において、市町村の指定を受けた指定業者に対し、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令に規定する適用期限の延長に伴い、村税特別措置条例第3条の2に規定する企業立地促進法第5条第5項の規定による同意の期限を平成29年3月31日まで延長するものであります。

次に、議案第71号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は8ページをごらんください。

本案も福島産業復興投資促進特区における復興産業集積区域内において市町村の指定を受けた指定業者に対し、集積区域における課税免除に伴う措置が適用される場合を定める省令

に規定する適用期限の延長に伴い、村税特別措置条例第3条の2に規定する企業立地促進法第5条第5項の規定による同意の期限を平成29年3月31日まで延長するものであります。

続きまして、議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は9ページをごらんください。

本案は子ども・子育て支援新制度により、保育料の認定区分や保護者の所得をもとに算出、多子世帯やひとり親世帯の保育料の軽減等について所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第68号から72号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議案第73号～議案第81号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第73号から議案第81号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

決算書の事業費内訳等につきましては、別冊平成27年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページ、決算書5ページ、ごらんいただきたいと思います。以下、決算書で説明を申し上げます。

決算書の5ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額が39億2,515万1,194円、歳出の総額が37億

7,093万6,019円であります。歳入歳出差引額は1億5,421万5,175円となっております。このうち繰越明許費が5,272万4,440円で、単年度の収支額は1億149万735円の黒字となりました。決算書の6ページをお開き願います。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

1款村税です。2億7,389万5,079円は前年度と比較しますと279万4,957円の減となっております。村民税、固定資産税の減収が主な原因であります。

2款地方譲与税4,150万9,000円は、前年度と比較いたしますと5.9%の増収となっております。

8ページをごらんください。

9款地方交付税です。19億3,727万6,000円は前年度と比較いたしますと1億1,872万8,000円の増となっております。これは普通交付税で新たに人口減少等特別対策事業費新設による増加、特別交付税の増加、震災復興特別交付税の交付対象となる事業に伴う、これは東白衛生組合の建設費の負担金であります。これの交付税も一緒にあります。

11ページお開きください。

13款です。13款国庫支出金であります。3億8,625万477円、前年度と比較しますと1億890万2,087円の増となっております。これは社会資本整備総合交付金、農業基盤整備促進事業費補助金、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金などの増によるものであります。

13ページをごらんください。

14款県支出金です。2億3,902万1,206円は、前年度と比較しますと5,115万2,545円の減となっております。これは被災農業者向けの経営体育成支援事業費補助金、これはビニールハウス等の雪害対策が、26年2月のやつですね。公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金、これは空調設備です、などの減があったもので、5,200万円の減となっております。

18ページをごらんください。

17款繰入金です。2億78万4,562円ではありますが、前年度と比較いたしますと3億1,055万6,782円の減であります。これは特別会計繰入金が増となったものと、基金繰入金のうち財政調整基金や教育施設整備基金繰入金や東日本大震災復興基金繰入金が減となったことによるものであります。

19ページをごらんください。

19款諸収入です。8,976万3,189円ではありますが、前年度と比較いたしますと1,860万3,321円の増であります。これは見渡の村営住宅の火災共済保険金などの増によるものであります。

21ページをごらんください。

20款村債です。村債の2億8,130万円は過疎対策事業債や臨時財政対策債などが減少したものの、前年度と比較しますと辺地対策事業債や新たに公営住宅建設事業債などの増により8,290万円の増額となっております。

続きまして、歳出の決算額をごらんいただきます。

24ページをお開きください。

24ページ、2款総務費です。2款総務費の1項総務管理費、27ページ、5目財産管理費、25節積立金の3億9,664万9,793円ですが、これは財政調整基金に7,700万円余り、公有施設整備基金に2億9,500万円余りを積み立てしたものであります。

28ページをごらんください。

6目企画費です。13節委託料です、真ん中辺です。委託料の2,993万104円ですが、そのうち景観保全活動実証試験に513万円、移動通信用鉄塔施設設計業務に971万6,760円などであります。

29ページ、次のページです。

同じく15節工事請負費、一番上です。工事請負費7,176万6,000円のうち、湯の田地区建築物解体工事に2,840万4,000円、移動通信用鉄塔施設整備工事に4,195万8,000円などであります。

次、30ページです。

9目地域活性化地域住民生活緊急支援交付金事業3,968万7,828円は、13節委託料、復興プレミアム商品券発行業務に918万6,100円、人口ビジョン総合戦略策定支援事業に699万9,480円、鹿角平観光牧場スポーツエリア構想策定業務に1,339万2,000円、特産品開発事業推進業務に486万円などであります。

31ページです。

10目臨時福祉給付金給付事業565万8,055円のうち、19節臨時福祉給付金の給付で726人に対しまして、村民税非課税の方に1人につき6,000円で435万6,000円を給付したものであります。ほかに年金生活者等支援臨時福祉給付金で平成28年度中に65歳以上になる方に対し、1人3万円で、合わせまして1,350万円は28年度繰越事業といたしました。

36ページをごらんください。

3款民生費です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、37ページです。13節委託料の右から2番目です。委託料の村民保養所指定管理業務1,200万円は、さぎり荘の

指定管理料であります。19節負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金2,438万9,000円の支出であります。同じく28節繰出金7,719万3,386円は国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

38ページをごらんください。

3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助及び交付金4,596万944円は福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

その下の欄、4目介護保険事務費、28節繰出金7,607万8,760円は介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく5目障害福祉費、39ページです。

20節扶助費9,016万9,689円のうち、重度心身障害者医療費に822万4,725円、障害者自立支援給付費には7,752万6,495円を支出しております。

2項児童福祉費、2目児童措置費5,671万3,896円のうち、次ページ、20節扶助費、児童手当として5,634万円を支出しました。

41ページです。

同じく5目こどもセンター費、これは一番下ですね、15節工事請負費3,135万7,800円のうち太陽光発電設備工事に3,132万円を支出しております。

42ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、43ページです、20節です。20節の扶助費で医療費助成費、乳幼児から妊産婦医療費に合わせまして1,026万3,446円を支出しております。1,026万3,446円です、一番下です。

44ページです。

同じく28節繰出金です。医療費助成金で乳幼児から妊産婦医療費まで291万5,970円を支出しております。

4目環境衛生費、次のページ、13節委託料のうち332万1,000円は朝日山の除染廃棄物運搬業務に要した経費で、同じく19節負担金、補助及び交付金の1億4,904万7,000円は東白衛生組合と東白斎苑の運営に対する負担金であります。このうち東白衛生組合の基幹的設備改良事業の建設費に9,086万9,000円が含まれております。これは先ほど交付金のあった事業であります。

同目の28節繰出金1億1,676万6,000円は簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

46ページです。

6目保健センター費、13節です。委託料1,635万2,090円のうち住民総合健診業務は健康増進事業からがん検診まで合わせまして1,276万2,982円となっております。27年度の受診料は関係者の努力により目標を超えて69.7%を達成することができました。

47ページをごらんください。

6款農林水産業費の1項農業費、48ページ、3目農業振興費、13節委託料のうち米の放射性物質全量全袋検査業務に、検査業務、検査立ち合い業務、検査機器保守業務合わせまして1,255万4,104円を支出しております。

49ページです。

同じく19節負担金、補助及び交付金のうち東日本大震災農業生産対策交付金として自給飼料生産調整再編支援事業費に1,468万9,000円。農業用施設雪害復旧事業として、大雪により被災した農産物の生産施設の再建のための補助金を県・村合わせて440万1,000円を支出させていただきました。ほかに中山間地域等直接支払交付金は9,120万242円、多面的機能支払交付金は1,872万9,950円であります。

同じく4目水田農業構造改革費、次のページ、19節負担金、補助及び交付金のうち米価下落に対する農家の再生産を支援するために、水稻種子の購入費助成事業として200万4,100円を支出させていただきました。

同じく6目農地費、15節工事請負費6,163万8,680円は藪地区の農道整備工事費で、平成26年度分繰り越し分を含むものであります。

53ページをお開きください。

53ページ、2項林業費、1目林業総務費の13節委託料のうち福島森林再生事業の放射性物質対策及び森林整備事業計画のうち、山口・官代地区の年度別計画作成業務、同意取得業務、戸草地区の森林整備の各事業を合わせまして9,664万560円は、平成26年度からの繰り越し分であります。平成27年度分としては真坂地区の年度別計画作成、同意取得業務で2,826万3,600円を支出しました。

54ページをお開きください。次のページです。

2目林業振興費、15節工事請負費769万5,000円は戸草地区治山の施設工事の、これは工事費ですね、平成26年度分を繰り越して、繰り越し分も含めてかかった請負費であります。

55ページをお開きください。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち1,798万5,630円

のうち1,792万7,130円は、商工会指導員設置事業費ほか商工会関係者に対する補助金であります。

同じく3目観光費、56ページです。

15節工事請負費702万円は大型観光案内板及び天狗橋案内板設置工事費2件合わせましたものであります。

8款土木費、57ページです。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、次のページです、15節です、工事請負費です。15節工事請負費1億879万9,200円は村道鮫川中学校線舗装工事、村道新宿・古殿線舗装工事、村道江堀・那倉線のほか補修工事を施工したものであります。

3項住宅費、2目住宅建設費、59ページです。

59ページの15節工事請負費のうち公営住宅見渡団地2号棟建てかえ工事に3,434万4,000円、公営住宅宿ノ入団地建設工事に8,748万円を支出しております。

9款消防費です。60ページです。

1項消防費、2目消防施設費、18節備品購入費の小型動力ポンプ積載車1台318万6,000円は1分団1部の馬場地区に配備したものであります。

10款教育費、次のページ、61ページです。

教育費2項小学校費、2目教育振興費となると64ページです。

64ページ、教育振興費、18節です。一番上です。18節備品購入費のうちスクールバス1台1,447万2,000円を支出しております。これは戸草線を対象路線とするバスの更新であります。

次、67ページ、お開きください。

67ページの5項社会教育費、1目社会教育総務費、13節です。委託料の木造金剛力士立像修復業務285万1,308円は富田の東光寺薬師堂に保管されている金剛力士立像の修復業務を委託したものであります。これは新潟の業者に委託したそうです。

68ページです。

2目公民館費、15節工事請負費356万4,000円は公民館の屋内消火設備の設置工事を行ったものであります。

次、70ページをお開きください。

70ページです。同じく6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料のうち1,038万8,801円は体育施設の指定管理料であります。指定管理料です。

71ページをごらんください。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費の722万3,040円は、平成26年台風災による繰り越し分の災害復旧事業が3カ所の工事費であります。同じく428万5,440円は、平成27年7月の豪雨により被災しました河川1カ所の復旧事業費であります。同じく2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費のうち3,287万4,440円は、25年災5カ所分の復旧工事費です。同じく平成26年災981万720円は、平成27年度に発注しました1カ所分であります。

同じく2項農林水産業施設災害復旧費、72ページです。

1目です。現年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費の農地等災害復旧工事1,149万9,840円は、26年災3カ所の復旧工事費です。同じく739万8,000円は、平成27年度台風17号で被災しました農業用施設5カ所を復旧するための災害復旧工事費です。

77ページをお開きください。

基金に関する調書です。財政調整基金は繰り出し分としてこどもセンター運営事業費に8,400万円を繰り出し処分しましたが、積立金として平成26年度一般会計の余剰金など7,774万4,786円を積み立てましたので、決算年度末現在高が先ほど申しあげました8億8,563万6,158円となったものであります。

2番の教育施設整備基金は繰り出し処分はなく、利子の積み立て1万9,328円を積み立て、決算年度末現在高は7,996万5,046円となっております。

78ページをお開きください。

(8)の福祉基金においては、福祉対策事業として3,000万円を繰り出しましたので、決算年度末現在高では9,634万1,756円となっております。

79ページです。

12番のふるさとづくり基金は特産品育成事業費に200万円を繰り出し、新たに給付金等を289万321円を積み立ていたしまして、決算年度末現在高は2,999万6,580円となっております。

15番、公有施設整備基金においては、村民保養施設改修事業ほか5事業に6,952万円を繰り出し処分しました。積立金は特別積立金ほか財政貸付収入等2億9,503万4,928円を積み立てし、決算年度末現在高は4億9,471万5,361円となっております。

次に、議案第74号、特別会計のほうです。平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定です。

決算書の83ページ。決算書は83ページから85ページをお開きください。83ページ、そして

85ページです。

歳入総額が6億532万7,730円、歳出総額が5億7,972万9,401円で、差し引き残額が2,559万8,329円となっております。

歳入の主なものです。86ページからです。

国民健康保険税の収入済額が8,650万円は、前年度と比較しますと305万5,500円の増であります。これは国保会計を賄うため税率の引き上げをせざるを得なかったということで、税率を引き上げたための増額であります。

87ページをごらんください。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節の財政調整交付金3,503万5,664円のうち550万円は国保税完納による交付金であります。

88ページ、8款の繰入金です。

1項他会計繰入金の1節一般会計繰入金が6,003万8,633円、2節保健基盤安定繰入金は2,007万723円となっております。

歳出です。

91ページの2款保険給付費です。総額3億86万2,650円は前年度と比較しますと2,000万2,707円の増であります。7%の増額となっております。

97ページ、財産に関する調書をごらんください。

基金の(1)保険給付費支払準備基金ですが、平成26年度においては、前年度決算剰余金は1,963万6,000円等を積み戻しましたので、決算年度末現在高は2,340万9,708円となっております。これではまだまだ足りないそうですね。通常ですと8,000万円ぐらい必要なそうです。

続きまして、98ページ、99ページ、直診勘定です。99ページをごらんください。

歳入の決算総額が7,914万8,679円、歳出の決算総額が6,624万5,985円、歳入歳出差引残額が1,290万2,694円となっております。

歳入です。

100ページです。1款の診療収入は4,471万3,524円、前年度と比較して3%の増となっております。

歳出ですが、102ページをごらんください。

102ページです。1款総務費4,483万1,407円。103ページの2款営業費は2,141万4,578円となっております。

次に、議案第75号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。
106ページ、107ページをお開きください。

107ページです。歳入の総額が1億6,640万7,330円、歳出の総額が1億2,035万5,741円で、
歳入歳出差引額が4,605万1,589円となっております。

歳入の主なものですが、108ページの2款使用料及び手数料は2,414万7,334円で、5款繰
入金の一般会計繰入金は9,237万円となっております。

歳出です。

110ページをごらんください。

2款施設費です。次のページです。2項1目施設整備費、15節工事請負費の5,174万円は
鍬木田配水池整備工事出来高分で、残り3,600万1,360円分は翌年度に繰り越して実施するこ
とになります。

3款公債費は4,732万5,654円となっております。

次に、議案第76号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

115、116ページをごらんください。

116ページです。歳入総額が1,207万7,945円、歳出総額が979万9,624円で、歳入歳出差引
残高が227万8,321円となっております。

117ページ、歳入です。

1款使用料及び手数料の運行収入は563万6,110円、3款繰入金の一般会計繰入金は320万
円となっております。

119ページ、歳出です。

1款総務費、1項1目村営バス事業費は822万5,912円です。同じく2項財産管理費、25節
積立金は150万966円で、村営バス財政調整基金積立金であります。

次に、議案第77号 平成27年度鮫川村集体排水事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

124ページ、125ページをごらんください。

125ページ、歳入の総額が3,469万8,054円、歳出の総額が3,310万7,781円、歳入歳出差引
額が159万273円であります。

126ページです。歳入です。

2款使用料及び手数料は952万8,000円、3款の一般会計繰入金は2,439万6,000円となっ
ております。

127ページ、歳出です。

1 款施設費は1,078万791円、2 款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、議案第78号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定、ご説明を申し上げます。

131ページ、132ページをお開きください。

132ページです。歳入総額 4 億4,920万2641円、歳出総額 4 億3,740万5,243円、歳入歳出差引額が1,179万7,398円となっております。

133ページをお開きください。

133ページ、歳入です。

1 款保険料は6,449万9,560円で前年度と比較いたしますと632万5,260円の増となっております。

3 款国庫支出金は 1 億2,112万6,302円。4 款支払基金交付金は 1 億1,026万8,000円となっております。

歳出です。138ページをごらんください。

2 款保険給付費の総額は 3 億9,141万8,269円で、前年度と比較いたしますと47万4,380円の減となっております。

次に、議案第79号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定であります。

145ページ、146ページをお開きください。

145ページ、146ページであります。歳入総額が1,306万812円、歳出総額が1,223万9,201円、歳入歳出差引額が82万1,611円となっております。

147ページの歳入です。

1 款使用料及び手数料が444万3,060円です。

2 款繰入金の一般会計繰入金は853万2,000円となっております。

次、148ページです。歳出です。次のページです。

1 款総務費、1 項施設管理費は1,223万9,201円となっております。

次に、議案第80号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定であります。

151ページ、152ページをお開きください。

152ページです。歳入総額が 1 億238万8,890円、歳出総額が 1 億207万3,926円、歳入歳出差引額が31万4,964円となっております。

153ページ、歳入です。

1 款分担金及び負担金ですが、古殿町からは5,790万1,275円負担していただいております。本村の運営費負担に相当する2 款の繰入金の一般会計繰入金が2,694万436円、及び4 款の諸収入、1 項納付金、1 目給食費納付金が1,584万7,778円で、合計4,278万8,214円となっております。古殿町が57.5%、鮫川村が42.5%の負担割合となっております。

次に、議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

159ページ、160ページをお開きください。

160ページです。歳入総額が3,504万1,008円、歳出総額が3,498万577円で、差引6万431円の残となっております。

161ページ、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は1,974万6,900円。

2 款繰入金の一般会計繰入金は1,522万1,776円となっております。

163ページ、歳出です。

163ページです。歳出です。2 款後期高齢者医療広域連合納付費は3,398万6,176円となっており、前年度と比較いたしますと18万3,604円の減となっております。

平成27年度の一般会計歳入総額39億2,515万1,194円、特別会計歳入総額が14億9,735万3,089円、一般会計と特別会計合わせますと54億2,250万4,283円で、前年度と比較しますと2,243万9,831円、率にして0.4%の増となっております。

歳出総額は一般会計37億7,993万6,019円、特別会計が13億9,593万7,479円となっており、一般会計と特別会計合わせました歳出合計額は51億6,687万3,498円で、前年度と比較いたしますと4,323万6,431円、率にして0.8%の減となりました。

以上で議案第73号から81号までの9 議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、根本一美君。

[代表監査委員 根本一美君 登壇]

○代表監査委員（根本一美君） 議案書の12ページから16ページでございます。

それでは、平成27年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明を申し上げます。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象といたしましては、(1)の平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から(2)から(9)の8つの特別会計歳入歳出決算並びに(10)平成27年度各種基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査の期間であります。平成28年8月25日から8月31日までの5日間行いました。

3の審査の手続であります。この決算審査に当たりましては、村長から提出されました各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類についてを、関係法令に準拠して調製されているか、また、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに関係各課の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、平成27年度歳入歳出決算の総額は一般会計と8つの特別会計を合算しますと、歳入総額が54億2,250万4,283円で、歳出総額は51億6,687万3,498円であり、歳入歳出差引額は2億5,563万785円であります。

2の一般会計歳入歳出決算額は歳入総額39億2,515万1,194円で、歳出総額37億7,093万6,019円であり、歳入歳出差引額は1億5,421万5,175円となり、翌年度に繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額5,272万4,440円を差し引いた1億149万735円が28年度への繰越額となるものであります。

次に、13ページであります。このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて適正な財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対し敬意を表するところであります。

主な事業といたしまして、湯の田温泉活用事業から携帯電話区域の整備、太陽光発電、中山間直接支払、農道整備、森林再生、治山、舗装、住宅整備などなど、国・県の補助金を積極的に導入し、安心して暮らせる村づくりの実現に努め、また村税においては、昭和32年以来59年間継続完納は評価に値するところであります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

14ページの中ほど、3番国民健康保険特別会計から、15ページの11、基金会計につきましても記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

15ページの第4、審査の結果であります。審査に付されました一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、結果、誤りのないものと認めました。

16ページになります。

また、各種の基金運用状況を示す書類の提出につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りが無いものと認めました。

全会計が黒字で翌年度に引き継いだことは大変喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、村民が元気で頑張れるよう、そして楽しく生活し長生きできるよう、各種事業の推進に努めていただきたい。

以上により、平成27年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるものであります。

以上をもちまして、平成27年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎議案第82号～議案第91号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第28、議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第82号から議案第91号までの9議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は25ページから29ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをごらんください。

補正前の予算額29億6,445万7,000円に対しまして、今回1億5,788万1,000円を増額し、補正後の予算総額を31億2,233万8,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の3ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、2節滞納繰越分217万9,000円は、平成26年度、27年度個人村民税に係る未納分であります。

8款地方特例交付金の減収補てん特例交付金88万円の減額は、住宅ローン減税に係る地方税の減収補填分であります。

9款1項1目1節地方交付税3,000万円は、平成28年度普通地方交付税の額の決定によるものであります。

4ページです。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金92万7,000円の増額は、地域介護福祉空間整備推進交付金で介護ロボット等の導入支援事業に対するものであります。

同じく3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金194万円の増額は、国の事業費枠決定によるものであります。

同じく5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金3,469万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費119万2,000円で、システム整備費に要する補助金。地方創生加速化交付金事業3,350万円は観光地域づくり推進事業、地域資源活用交流事業費に充てる補助金であります。

5ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のうち東日本大震災農業生産対策交付金に204万2,000円で、戸草の自給の肥料組合、これは個人でなくて二、三人で集まって事業組合をつくったんですね、これに対する県費のかさ上げ分であります。青年就農給付金150万円は新規就農者1名に対する給付金であります。

15款財産収入、2項の財産売払収入、1目1節物品売払収入の111万1,000円の増額は、公用車の更新に伴う、古い車を売ったんですね、競売で売って結構高く売れたんです。売払収入であります。

同じく2目不動産売払収入、2節土地売払収入286万8,000円は、宿ノ入宅地分譲地の売払収入であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興寄附金ふるさとづくり寄附金74万円は4月からの寄附金の8件分であります。ほかに2目1節教育費寄附金1件であります。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節の介護保険特別会計繰入金86万9,000円の増額は、平成27年度の介護給付費村負担金の精算による一般会計からの繰入金であります。

6ページです。

18款繰越金の前年度繰越金は8,149万円の増額であります。平成27年度の決算剰余金で、補正後の額は1億149万円となります。

20款1項村債です。議案書29ページ、第2表地方債補正もあわせてごらんください。

2目1節の過疎対策事業債は定住促進住宅事業費に250万円を充当するものであります。

同じく3目1節臨時財政対策債660万円の減額は、発行可能額決定によるものであります。

7ページをごらんください。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、個人情報取り扱いデータベース化業務で324万円の増額は、個人情報取扱事務届け出のデータベース化等を図るためのものであります。

同じく5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金5,159万8,000円の増額は、法の定めにより決算剰余金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てなくちゃならないんですね、そのための積み立てであります。また、今回、教育施設整備基金に3,000万円を積み立てするものであります。

6目企画費、28節繰出金100万円は村営バス事業特別会計への繰出金であります。

8ページをごらんください。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料149万1,000円の増額は、住民基本台帳システム地方税システム連携テスト等の業務の委託費であります。

9ページをごらんください。

同じく7項地方創生費、1目地域づくり推進事業費、8節報償費のうち大豆・エゴマ生産担い手育成事業報償に120万円の増額であります。

同じく13節委託料のうち道の駅基本構想策定支援事業業務に550万円、手・まめ・館新メニュー開発支援業務に200万円などを増額補正します。

同じく15節工事請負費200万円は花の苗の生産施設整備工事費であります。

さらに、18節備品購入費200万円の増額は、調理機材の購入費であります。

10ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、19節負担金、補助及び交付金92万7,000円は、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入促進事業補助金であります。

11ページです。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金385万円は、自家用水道施設整備事業補助金申請者の増加に伴う増額分であります。

同じく5目の診療所費、28節繰出金905万7,000円の減額は、診療所運営費繰入金減額に伴い、直診勘定への繰出金を減額するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち東日本大震災農業生産対策交付金204万2,000円の増額は、先ほどの戸草自給飼料組合に対する国庫補助金に対する県費のかさ上げによる増額分です。同じく青年給付金150万円は新規就農者1名に対する給付金の増額であります。

同じく8目農村交流施設費、28節繰出金120万円は、交流施設の体験館の修繕に要する経費の不足分について補正するものであります。

12ページをお開きください。

同じく2項林業費、2目林業振興費、13節委託料100万円の増額は、台風により被災した鋤木田地区の治山施設測量設計業務に要する委託料の増額であります。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金88万円の増額は、商工会の女性部の40周年記念事業に対する補助金であります。

8款土木費、3項住宅費、2目住宅建設費、13節委託料の定住促進住宅建設設計業務委託690万円の増額は水口地内定住促進住宅建設設計業務の委託料であります。

14ページをお開きください

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、13節委託料500万円の増額は、ことしの台風9号災害による道路1路線、河川8カ所に対する測量設計業務委託料です。

同じく2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、13節委託料550万円の増額は、台風9号災害による農地12カ所、施設8カ所に対する測量設計業務委託料の増額であります。

15ページです。

13款の予備費です。1,251万円を充当して補正後の予算額を4,671万1,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第83号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。議案書30、31ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書は17ページをお開きください。

補正前の予算額5億1,346万8,000円に対しまして、今回2,559万9,000円を増額し、補正後の予算総額を5億3,906万7,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の18ページをお開きください。

9款1項繰越金、2目1節その他繰越金の前年度繰越金は2,559万7,000円の増額で、補正後の予算額は2,559万8,000円となります。

歳出です。20ページをお開きください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金1,853万7,000円の増額は、前年度繰越金を保険給付費支払準備基金に積み立てするものであります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金、23節償還金利子及び割引料482万6,000円は、平成27年度療養給付費負担金の確定による返還金であります。

次に、議案第84号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

32ページをお開きください。32ページ、33ページです。議案書の32、33ページ。そして、事項別明細書は21ページです。

事項別明細書21ページ、補正前の予算額6,870万8,000円に対しまして、今回265万3,000円

を増額し、補正後の予算総額を7,136万1,000円とするものであります。

歳入です。22ページ、次のページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金905万7,000円の減額は、平成27年度決算により、当初見込みの運営費繰入金について減額補正するものであります。

4款1項1目1節繰越金の前年度繰越金1,171万円の増額で、歳出です、3款1項1目予備費は当初予算34万8,000円に対しまして265万2,000円を増額補正し、補正後の予算額を300万円とするものであります。

次に、議案第85号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は34ページから36ページ、事項別明細書は23ページをお開き願います。

補正前の予算額1億6,128万9,000円に対しまして、今回4,458万円を減額し、補正後の予算総額を1億1,670万9,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の24ページをお開きください。

24ページです。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設整備国庫補助金、1節簡易水道事業費補助金1,829万円の減額は、生活基盤近代化事業費の減額に伴うものであります。

7款1項村債、1目1節簡易水道事業債は鍬木田配水池整備事業債1,830万円の減額であります。同じく2目1節過疎対策事業債も鍬木田配水池整備事業債1,830万円の減額であります。

8款財産収入、1項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節立木売却収入559万8,000円は鍬木田水源地の支障木の売り払い代金であります。

歳出です。25ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、23節公課費455万円の増額は、消費税支出の増加が見込まれるための増額分であります。

2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費5,375万8,000円の減額、生活基盤近代化工事の事業費の減額によるものであります。

次に、議案第86号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計の補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は37ページ、38ページ、事項別明細書は27ページをお開きください。

事項別明細書、補正前の予算額772万5,000円に対しまして、今回327万7,000円を増額し、補正後の予算総額を1,100万2,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書は28ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金100万円を増額補正します。

4款繰越金の前年度繰越金は227万7,000円の増額であります。

歳出です。

1款総務費、1項1目村営バス事業費、11節需用費277万8,000円の増額は、村営バスの修繕に要する経費であります。これは、旧あおぞらバスが車検に相当かかるそうです。

次に、議案第87号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案第は39ページ、40ページ、事項別明細書は29ページをお開きください。

補正前の予算額3,331万3,000円に対しまして、今回149万円を増額し、補正後の予算総額を3,480万3,000円とするものであります。

歳入歳出です。30ページをお開きください。

4款繰越金の前年度繰越金149万円を歳出において予備費に増額補正するものであります。

次に、第88号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は41ページと42ページ。事項別明細書は31ページをお開きください。

補正前の予算額4億4,952万9,000円に対しまして、今回1,277万円を増額し、補正後の予算総額を4億6,229万9,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の32ページを、次のページです、32ページをお開きください。

8款繰越金の前年度繰越金は1,179万6,000円の増額です。

歳出では34ページ、次のページです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料において、平成27年度介護給付費負担金償還金654万8,000円のほかに、1件合わせまして654万9,000円を増額し、6款予備費において前年度繰越金のうち388万6,000円を増額するものであります。補正後の額は408万6,000円であります。408万6,000円です。

次に、議案第89号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案第は43ページ、44ページ、事項別明細書は35ページをお開きください。

補正前の予算額1,416万1,000円に対しまして、今回202万円を増額し、補正後の予算総額を1,618万1,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書36ページを、次のページ、36ページです。

2款繰越金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金120万円の増額です。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目管理費、11節需用費の修繕料において69万7,000円を増額。同じく15節工事請負費で体験館屋根等塗装工事費156万3,000円を増額補正するものがあります。体験館の屋根の塗装と外壁の修理だそうです。

次に、議案第90号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は45ページ、46ページ、事項別明細書は37ページをお開きください。

補正前の予算額1億640万7,000円に対しまして、今回31万3,000円を増額し、補正後の予算総額を1億672万円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の38ページを、次のページをお開きください。

3款繰越金の前年度繰越金31万3,000円を増額補正し、歳出において3款予備費に31万3,000円を増額するものであります。

次に、議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は47ページ、48ページ、事項別明細書は39ページをお開きください。

補正前の予算額3,532万3,000円に対し、今回8万円を増額し、補正後の予算総額を3,540万3,000円とするものです。

歳入です。事項別明細書は40ページをごらんください。

3款繰越金の前年度繰越金は5万9,000円の増額です。

歳出においては3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金4万3,000円を事務費繰出金として増額し、4款1項1目予備費において3万7,000円を増額補正するものであります。

以上で、82号から議案第91号までの10議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

◎議案第92号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第29、議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の49ページをお開き願います。

鮫川村過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、鮫川村過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、西野に計画されている公営住宅について定住促進住宅に変更し、また、西山定住促進住宅木造2階建て10棟、20戸を、水口に定住促進住宅木造2階建て2棟、8戸に変更するものであります。

以上で議案第92号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

15日、16日、20日は常任委員会で議案の調査をお願いをします。

なお、20日午前は現地調査を予定しております。

21日は午前10時から本会議を開きます。

なお、17日、18日、19日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時03分)

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月21日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第69号 鮫川村教育委員会委員の定数に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第70号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第71号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第74号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第75号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第76号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第77号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

質疑・討論・採決

日程第11 議案第78号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第12 議案第79号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第13 議案第80号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定

について

質疑・討論・採決

日程第14 議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

質疑・討論・採決

日程第15 議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

質疑・討論・採決

日程第16 議案第83号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第17 議案第84号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第18 議案第85号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第19 議案第86号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第20 議案第87号 平成28年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第21 議案第88号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第22 議案第89号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第23 議案第90号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2

号）

質疑・討論・採決

日程第24 議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第25 議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

質疑・討論・採決

日程第26 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第93号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明・採決

追加日程第2 議案第94号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明・採決

追加日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由説明・採決

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君

企 画 調 整 課 長	鏑 木 重 正 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長	村 山 義 美 君	地 域 整 備 課 長	渡 邊 敬 君
教 育 課 長	鈴 木 守 弘 君	代 監 查 委 員	根 本 一 美 君
會 管 理 者 兼 出 納 室 長	古 舘 甚 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 會 長	齊 藤 利 己	書 記	矢 吹 か お り
-----------------------	------------------	--------	-----------------------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第68号～議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてから日程第5、議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 鮫川村教育委員会委員の定数に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 鮫川村復興産業集積区域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 鮫川村保育料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号～議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号 平成27年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成27年度鮫川村集体落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号～議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第15、議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第24、議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第82号、一般会計補正予算、事項別明細書9ページです。

2款の総務費、1目の地域づくり推進事業費1,600万円の8節報償費の中で道の駅基本構想策定事業報償50万円と、その下、下段の13節委託料の中で同じく道の駅基本構想策定支援業務550万円計上されておる。道の駅構想の場所は本村中心部国道沿いを想定されて提案と思うが、構想概要について伺いたい。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の総務費、地方創生費の地域づくり推進事業費の委託料780万についてのご質問であります。これはあくまでも仮定の議論であります。鮫川村に平らな部分を、面積にして2ヘクタールほどの広場をつくり、にぎわいを村の中心地につくりたい、そういった構想で提案をさせていただきました。

予定としては、これはなかなか、よそ様の土地であります。平らな部分と申しますと、水田、農地の埋め立てになります。農地、水田は農家にとってみればなかなか手放したくない、それぞれ先祖代々受け継いできた宝物であります。ですから、人様の土地を勝手に想定しては申しわけないとは思いますが、村の中心地、新宿、広畑付近にそういった土地を求めて、その土地に土盛りする土は農業者トレーニングセンターの前の山を削り取り、農業者トレーニングセンターと修明高等学校を平らな道路で結んで、あの地域のにぎわいを創造したい、そういった考えで提案をさせていただきました。どうぞご理解とご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） この構想は、以前、昨年度、27年ですか、地域づくり総合支援事業の中で、さざり荘周辺温泉活用推進というようなことで検討委員を委嘱し、またその答申をされたかといったことで、以前からそういう計画を持って協議を進めた構想、事業もあるはずなんですよね。それが急にこの道の駅構想を推進していくというようなことで、その報償費として上げてあるわけでありまして、それらは合わせて600万ぐらいであります。そういったものはある程度、全額補助金でもって賄えるような形であります。

問題はその先であります。ハード事業をこれから実施するに当たり、計画の段階、仮定の

話であるということでございますが、当然そのような予算がつけば、道の駅の事業に沿った計画を示さなければならぬのは当然であります。そういった場合に、やはり私は、村民の意見、村民が一番先に求めておる優先順位を決めて、その村民の望むものを、構想を推進していくというのが行政のやり方でないかなというふうに考えておるわけでありまして。まして今言われたように、トレセンの前の土量は、恐らくあの土工事だけでもって数億円の金がかかるというふうに見ております、埋め戻しまでですか、敷地造成まで。

そういった事業、それから問題は、それと同様の手・まめ・館の施設があると。その施設もなかなか経営状態が思わしくない、貴重な村の財源を投じておるといふようなことで、村長は以前から、平成17年度から第三セクター方式の法人化を目指して、ある程度の支援はするけれども、自立経営を目指させるというふうな公言をされておるわけでございますが、それも10年以上たってもその効果というか、生産能力はかなり上がってはきていると思うんですが、この村内では限界があるというふうなことで、なかなか運営が思わしくないような状況にもあるにもかかわらず、さらにそれに輪をかけた同じような施設を投資していくというふうなことになる、なかなかこの村の財政も容易でないし、村民への還元もままならず、税金対策などが一番手っ取り早い還元策であります、そのようなこともできない状態であるということで、さっき言ったようなさざり荘周辺あたりの温泉利用開発に対しての答申への村の構想はできておらぬのか、その辺お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の再質問であります、まず2年ほど前に、26年に大枚を投げ出して買い求めた上ノ湯の跡地のあの付近の開発が最優先課題ではないかというご意見であります、私はそれはごもつもの話だと思っております。まずそちらを優先に仕事は取り組んでまいりました。あと、湯の田付近の活性化対策事業で委員会をつくり、いろいろご提案をいただきましたが、まだ委員会の皆さんの意見がまとまってもおりません。ですが、これから先、あの周辺を優先的に開発に取り組んでいく、振興に取り組んでいくのが今皆さんと一緒に取り組まなければならない喫緊の課題であるという認識はしております。

ですが、この道の駅構想はまた別であります。別枠、別物と捉えて考えていただければと思います。これは皆さんご承知のとおりであります地方創生交付金の加速化事業の中で提案をさせていただきました。10分の10の補助で、もちろんこれは2年後、3年後の事業ではありません。10年後、20年後、あるいは30年かかるかもしれませんが、こういった大きな構想を出しておいて、皆さんと一緒に夢を求めてこの事業に取り組んでいきたい。そうすれば、

これが実現した後は、もっと豊かな、農家の皆さんも商工業も潤うのではないかと考えております。負担になるというお話ですが、私は今までそれほど手・まめ・館でも財政に負担をかけるような始末はしていないと認識しております。

いつも前田議員が振興公社の立ち上げをお話しされますが、私はまだまだ必要でないという認識で、振興公社は急いでやればすぐにでもできます。ですが、その必要がないからやらないのであって、今の体制でも十分管理はできる。そして、皆さんと一緒に支援しながらやっていくのが手・まめ・館の運営であるし、農産物直売所の運営であると思います。決して一つの陰りもなく、皆さんガラス張りの経営です。中身は皆さん議員と一緒に、村も一緒に農業振興を図りながら、そして直売所の運営にも力をかしているという実情であります。私は農産物加工場、あの手・まめ・館のにぎわいが農家ののにぎわいにつながっている、そういう認識の中でやっておりますので、どうぞ皆さん方の一層のご支援と忌憚のないご意見を伺いながら運営してまいりたいと思いますので、もうちょっとこの状態がいいのかなという思いであります。

道の駅構想も、大変な、恐らく相当な金額が必要になりますが、全てこういった、村に負担をかけるのではなく、国が地方を思う、そういった政策を上手に皆さんと利用しながら取り組んでいく事業になろうかと思います。できるだけ村費は使わないで、国の支援を待ちながら、地方の大切さを国に訴えながら、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、その辺あわせてご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 議案調査の中である程度は担当課から聞いて、説明を受けたんですけども、手・まめ・館、これが安定経営を目指して今頑張っておるというような状況の中でありまして、また、あれに出荷している生産農家、これもある程度高齢化でもって生産能力ももう限界に達しておるというような状況であるし、今までの集客数から見ても、私、外観から見ても、集客能力に対してのスペースは十分あるというふうに感じております。

それで、これから先、道の駅、もっと集客力を高めて、村へのお金をおろしてもらうというような方針であろうと思いますが、手・まめ・館の場合に、村長は以前から、手・まめ・館はある程度古くなったからというようなことであります。当然昔の、あれは幼稚園ですか、幼稚園を改修しての建物であります。今回の耐震審査にも別に対応できるような状態であろうかと思いますし、その都度改修をされまして、建物として、施設としての機能は十分今後も持続できるというふうに考えておりますし、今後、道の駅構想、これからずっと先のこ

とではあるんだというようなことをおっしゃいますけれども、道の駅が事業開始になった場合には、運営開始ですか、そうなった場合には、手・まめ・館、それからやっぱり行政で立ち上げてつくったすまいるですか、弱者支援対策事業でもってつくった店舗等の対応等も当然考えていかなくちゃならない。それらについてはどう考えておるのか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の再質問であります。今の建物もまだ建築して改修して10年ほどで、まだまだ先使えるのではないかというお話であります。私もそのとおりで思っております。ただ、中の調理器具とか加工器具が10年以上過ぎますとそろそろ傷んできております。そういったことで、あと食堂の天井なんかも、決して耐震診断をクリアしている建物ではないんですね。もうちょっと厳しい審査を受けますと改修が必要になってくる。ですが、5年、10年は我慢して使ってもらえるということで、今我慢して使っていております。

こういったことで、十四、五年、20年手前が、建物もそうだし、機械、加工、調理器材ですか、あるいは豆腐の製造機械、納豆の製造機械、こういった機械も10年過ぎますとそろそろ傷み始まってきます。ですから、それもかえどきかなということで、営業しながら店を新築する、そういったことを考えますと、あの場所にいながら次の日から新しい場所に移れる、こういった移転が一番有効な手段かなという考えで、できればあと10年以内にこういった構想が実現できればいいなという思いは正直なところあります。

もう一つ、すまいるですが、こういったすまいるも、あの角に、すまいるは実は買い物弱者支援事業ではあります。図書館の脇にということで効果があるという、そういった一方の使い方もあります。ですから、あの図書館の脇にそういった施設がなくなっていいのかなという思いがあります。その辺は皆さんと一緒に協議しながら、手・まめ・館もすまいるも、できれば道の駅に行って一緒ににぎわいづくりに参加してもらったほうがいいのかなという思いがありますが、じゃ、あの跡はどうするんだという意見になります。その辺はまた違った捉え方で利用していただければという思いもありますし、すまいる側の運営の方針もあると思います。こういったことは皆さんで協議しながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

6番、京條英征君。

○6番（京條英征君） 前田議員と同じ道の駅基本構想、議案第82号についてお伺いいたしま

す。

地域づくり推進事業について、きのう村長より説明を受けました。再度伺います。

道の駅基本構想については、観光地域づくり、あるいは村中心街の活性化、また住民からの要望も多い、しかも子供の遊び場の整備等も提案し、受け入れていただければということを考えておられるようです。夢のある計画であり、魅力のある事業であると考えます。

ただ、計画予定地と示されたのが定例会が始まってからであり、検討する時間も少なく、村民の意見を聞く時間も少なく、細部にわたっての事業計画が示されておらない状況では、説明も全くできませんでした。予想するに、村民の意見としては、意見の中には、手・まめ・館前ののり面は将来的に鮫川村にとってはすばらしい景観が期待でき、残すほうがいいのか、ほかに場所はないのか、あるいは青少年広場の拡張の問題もあります。それを兼ねて青少年広場の奥の山の土は利用できないかとか、あるいは国交省の認可が難しいのではないかなどが村民の意見の中からは出てくると思います。

きのうの説明で、土を取った跡地に学習センター建設計画があるということ伺いました。今後そんなに遠くない時期に大勢の方が亡くなる多死社会がやってきます。その時代に、相変わらず出生数、子供はふえてこないということも心配されています。その時代にふさわしい学習センターというのはどういうものなのか、あるいは道の駅にふさわしい農産物等の品ぞろえが村内で供給できるのかといった心配もあります。すまいるはどうするのか、手・まめ・館はどうするのかというのは今お答えいただきましたので省きますけれども、多額の資金がかかるようであります。それは起債によるものでありましよう。27年度実質公債費の5%はどこまでふえるのか、将来に大きな負担はかけないと答弁されておりますので、その心配はないというような計画なのだと思います。

承認されれば、29年7月に外部者から募集した有識者会議が開かれるようであります。29年9月にはその有識者会議の報告が議員協議会において行われる予定であるといひます。多くの参画者も予定しておられるようであります。そこを期待するものであります。村民が主役の計画を推進していかねばなりません。しかも成果が期待できなければなりません。現状の状況から考えると、村民から拙速の批判をも受けかねません。そのあたりを非常に心配しております。

夢のある計画であり、将来村に必要であるということには私も賛同したいと思ひます。懸念がたくさんあり、まだ村民の意見もほとんど聞いていませんので、承認していいのかどうか、非常にきのう以来迷っておりました。お答えできるところがありましたらお答えいた

だいて、賛否態度を明確にしたいと思っています。

終わります。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の質問であります。この構想について、将来的に人口減少が目先に迫っている中で、果たして、農家の人口もそうです。農業者が高齢化になって担い手が心配されている中でこういった事業を展開していいのかというお話であります。私はその辺、特に今回こういった提案をする一つの要因となったのが、第4次の振興計画の中で、村の中心地ににぎわいづくりをとという提案が若い人たちから出されました。私は、以前は村の中心地より、明治22年に統合した際には7つの大字の振興が一番村の振興につながるという思いで、各大字のにぎわいを醸し出したのが石田卯子八村政だったのかと思います。私はそういったことも、尊敬した村長さんでありましたから、思いを実はひそかに考えながら村政を預かってきました。それが10年経過して、私のやり方がある若い人から指摘されました。村長さんの考え、それは正しかったんですか、そういった質問を投げられたときに、答えることが私できなかったんですね。ああそうか、もうちょっと中心地の振興があつてよかったんだなという思いでその人の質問に答えたわけなんです。またそういった中で、この中心地の振興を考えている中で、この地方創生交付金の事業が湧き出しました。

もう一つは、特にこの勢いを強めたのがことし8月の東京での要望活動でした。今度、7月から私は東白川地方の会長になりました。町村会長になって、いろいろな国への要望事項が伴いました。8月、2回行ってきましたときに、東京はことしは特に暑い東京であったそうで、38度、9度あったんですね。鮫川もそうでした。ですが、鮫川は外へ出ると爽やかなすがすがしい風と水があるんですね。空気があるんですね。東京にそれはないんです。建物から出ますと、すごい、建物に入っていると20度から25度ぐらいの涼しい、背広を着ないと、上着を着ないとられないような施設の中で議論してきたんですけども、要望活動してきたんですけども、外へ出るともう30度、40度の風が、そしてその風が熱風なんですね。私はもう50度ぐらいの風かと思ってきました。

そういったときに、こんなところで生活しなくちゃならないんだと、田舎のよさ、鮫川のよさをひしひしと感じて、そうだな、地方は地方のよさがあるんだ、鮫川をしっかり守って、こういった都会で生活する人たちが田舎に帰ったとき、8月のお盆に田舎に帰ったときに、お正月に田舎に帰ったときに、すばらしい空気と環境で接待すれば、また違った活力が湧いて東京で頑張れるんじゃないかなと、そういった地方の役目をしっかりと認識させてもらっ

て、鮫川もまだまだ捨てたものじゃないなど、頑張ればまだこういった役割があるんだな、そういう思いで、この村のにぎわいづくりを皆さんと一緒にもう一回醸し出そうという思いで提案させていただくのが今度の道の駅の構想でもあります。

こういったことで、国からの予算は、こういった地方の大切さを訴えて、役割を訴えてこの事業に取り組んでまいりたいと思いますので、京條議員もその辺をお含みの上、ご協賛いただければと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） それでは、道の駅とはまた別な、議案調査をした中で、農業振興費の件につきまして2つほど調査を漏れてしまったので、質疑をしたいと思います。

農業振興費の補正予算の事項別11ページになります。負担金、補助及び交付金ということで、戸草自給組合に204万ですね、これを補正増すると、この詳細をお聞かせいただきたいのが1つ。

それと、新規就農者ということで150万円補正増ということになっております。当初予算でこれ見ていなかったのかどうか、なぜ途中で補正をしなくてはならないのか、新規就農者がさらにふえたのかどうか、その2点につきまして質疑をいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、1点目の追加であります。これは戸草の和牛の生産組合であります。グループでこういった飼料組合を立ち上げまして、これは国県補助であります。これは役場、村は通すだけで、全然村の負担はありませんし、村の補助もありません。国県補助です。

あと、2番目の質問の農業後継者は、これも戸草の青年が1人ふえたんですね。後継者が町から帰ってきて農業に就農していただいたということで、戸草の恐らく溝井さんという方ですか、そういったことで1人増になりました。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 戸草自給組合の県から来る予算だといいますが、用途はどのような用途でお使いになるのか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 詳細にわたっては担当課より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 農林課長。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 戸草自給飼料組合の機械の中身なんですが、プラウです、土を耕す機械。それから牧草とかデントコーンの種をまく機械、播種機です。それからプラウで起こしたものを細かくするディスクハロー、それから肥料の散布機でございます。合計4台で、自給飼料をつくる作業機になっております。金額は、プラウは221万4,000円、播種機が201万6,000円、ディスクハローが178万2,000円、肥料の散布機が68万5,800円となっております。これの税金を抜いた部分が、314万2,000円が国費ですね。これは前回補正でとった数字です。それで県費の加算が204万2,000円です。合計で518万4,000円が補助金です。残りが7年間のリースという事業の中身です。

以上であります。

○8番（関根政雄君） 了解しました。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） では、28年度の一般会計補正予算、これは全部に反対の立場で討論するわけではありません。ただ、先ほど、私、質疑いたしました道の駅に対して反対の意を表したいと思います。

現在、村で設置した直売所、開設して11年目ですね。その農産物の手・まめ・館、平成17年の過去の議事録を見ればわかると思います。村長が公約された振興公社を立ち上げるという、それから毎年毎年、もう少し軌道に乗ってからのというような言いわけがありまして、いまだに先ほど述べたように振興公社自立経営は立ち上がっておらないというような状況である。民間移譲も期待しておったんですが、それにもかかわらず、今回の道の駅構想、私は、手・まめ・館の運営状況が健全経営であって、そして村の財政支援は、ある程度経営が容易でない時期に持ち出しを凶るというような状況ならば納得できたわけでございますが、まだそれが健全経営にも至らないうちに道の駅構想を進めて、それを組み入れると。

先ほど質疑の中で申し上げたかったんですが、道の駅構想が具体化されれば、恐らく村内の商店のテナント参入、そういうふうなこともあろうかと思われまして、それとまた経営形

態ですか、これは恐らく手・まめ・館の経営同様、いつまでも村が村営でもって運営するよ
うな形にならざるを得ないんじゃないかというように推測する中で、やはりこれは村民の要
望、視点に立った社会資本整備、地域のニーズに合った自主的な事業を執行すべきであり、
孫子の世代にまで大きな負担、重荷を課す箱物、ハード事業である道の駅構想、この補正案
に対し反対を表明し、反対討論といたします。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 本議会において、道の駅基本構想策定支援事業委託料、報償費につ
いて賛成の立場からご意見を申し上げます。

2014年5月、日本創成会議で全国1,700を超える市区町村のうち896の自治体が消滅の危険
に直面するという警告がなされました。これは若年女性が減る、子供が生まれない、人口が
減るという流れでございます。

本村においても、年々人口が減少する中において、人が集まる、集める施策は大変重要で
ございます。まして高齢化が進んでいる現状において、施設の利便性を考えることは大変重
要であり、集約化を図り、利用しやすい環境づくりも大事であると思います。また、多くの
若者、お母さん方から子供たちとくつろげる公園などの要望があり、今回提案された道の駅
基本構想策定事業案は、今後の村づくりを考えると、大変夢のある構想であり、重要な施
策案と思います。今後も住民、行政、議会が一体となって協議をし、住民にとってよりよい
施策となることを願ひまして、賛成討論といたします。

○議長（星 一彌君） これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成28年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第25、議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時49分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時51分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から議案第93号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、議案第94号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議案と諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第93号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいま議題に上がっております教育長、奥貫洋君の退席を求めます。

教育長、奥貫洋君、退席願います。

〔教育長 奥貫 洋君 退席〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第93号 鮫川村教育委員会教育長の任命について同意を求める提案につきましてご説明を申し上げます。

任命をいたしたい教育長は、住所が棚倉町大字棚倉字風呂ヶ沢51番地17、奥貫洋氏で、生年月日が昭和17年9月27日。

皆さんご承知のとおりであります。昭和44年3月、福島大学の教育学部を卒業されて以来、教壇に立っておられまして、このうち平成10年4月から15年3月までの5年間、棚倉小学校の校長を歴任され、平成15年3月で退職された奥貫洋氏を教育長に任命したいということであります。鮫川村の教育委員としても15年10月1日からきょうまで村の行政職を支えていただいた教育長でありますので、議会の皆様方のご同意をお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第93号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長、奥貫洋君の入場を認めます。

〔教育長 奥貫 洋君 入場〕

◎議案第94号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、議案第94号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第94号 鮫川村教育委員会委員の任命についての同意を求めることについての提案に説明を申し上げます。

今回、皆様に同意をいただきたい教育委員として任命させていただいたのは、鮫川村大字赤坂東野字大竹36番地3にお住まいの高杉タカ子さんであります。生年月日が昭和20年7月29日ですから、ことしで満71歳になります。

ご承知のとおり、平成13年3月31日に役場を退職されまして、村の教育委員として平成24年10月1日より平成28年9月30日まで1期目の教育委員として今ご活躍をいただいている高杉さんですが、9月30日で任期が切れます。この後、10月1日より32年9月30日まで4年間、2期目の教育委員としてのご活躍をお願いしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第94号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について皆さんの意見を求めるということについてご説明を申し上げます。

住所が鮫川村大字赤坂西野字火打石9番地1、佐藤文夫、生年月日が昭和27年10月28日ですから63歳になります。

佐藤氏は、平成25年3月31日に定年退職しまして、昭和46年から役場に42年間勤務していただいた佐藤氏であります。26年1月1日より28年12月31日までの3年間、人権擁護委員として今働いているところでありますが、28年12月31日に、あと3カ月後に任期満了ということであります。再度3年間、人権擁護委員としてお務めいただきたく、皆様方のご意見を求めるものであります。

よろしく賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は佐藤文夫さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第26、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第5回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時06分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成28年9月21日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 宗 田 雅 之